

益子町地域防災計画

資料編

益子町防災会議

令和6年3月改訂

目次

1. 基礎	1
1-1. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	1
1-2. 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準	5
1-3. タイムスケジュール	6
1-4. 即報基準一覧	7
1-5. 個人の防災心得	8
1-6. 策定済み地区防災計画	15
2. 町内の状況	16
2-1. 人口構成の推移	16
2-2. 文化財指定の状況	17
2-3. 火災発生状況(令和4年)	21
3. 避難所	23
3-1. 指定緊急避難場所・指定避難所一覧	23
3-2. 福祉避難所	24
3-3. 土砂災害警戒区域等における避難場所一覧	25
4. 危険区域	27
4-1. 重要水防箇所	27
4-2. 山地災害危険地区(環境森林部所管) 一覧表(山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区) ...	27
4-3. 指定河川及びその区域、基準観測所	29
4-4. 土砂災害警戒区域等	31
4-5. 洪水浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧表	36
5. 設備	37
5-1. 災害時優先電話一覧	37
5-2. 消防団員の定員及び実員、設備・装備の現勢	37
5-3. 水防倉庫・水防資材一覧	38
5-4. 水位観測所	39
5-5. 飛行場外・緊急離着陸場一覧	39
5-6. 緊急消防援助隊受援計画における野営場所	40
5-7. 緊急輸送道路	40
5-8. 緊急通行車両の標章	43

5-9. 防災行政無線局回線構成	44
5-10. 防災行政無線局固定系屋外拡声子局の名称及び位置	45
6. 連絡先	46
6-1. 防災関係機関の連絡先一覧	46
6-2. 町内医療機関一覧	49
7. 様式	50
7-1. 自衛隊災害派遣要請のための様式	50
7-2. 緊急通行車両等確認申出書	51
7-3. 緊急通行車両等確認証明書	52
7-4. 栃木県火災・災害等即報要領における報告様式	53
8. 関連条例	60
8-1. 益子町防災会議条例	60
8-2. 益子町防災会議の組織	62
8-3. 益子町災害対策本部条例	63
8-4. 益子町水防協議会条例	64
9. 協定	65
9-1. 協定一覧	65

1. 基礎

1-1. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(令和5年6月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり6,775,000円以	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。

		内 3 建設型応急住宅 の供与終了に伴う 解体撤去及び土地 の原状回復のため に支出できる費用 は、当該地域にお ける実費。		(50戸未満であっても小規模な 施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者を数人 以上収容する「福祉仮設住宅」 を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模建設型仮設 住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた 額	災害発生の日か ら速やかに借上 げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷 金、礼金、仲介手数料、火災保 険等、民間賃貸住宅の貸主、仲 介業者との契約に不可欠なもの として、地域の実情に応じた額 とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と 同様。
炊き出し その他に よる食品 の給与	1 避難所に収容さ れた者 2 住家に被害を受 け、若しくは災害 により現に炊事の できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日か ら7日以内	食品給与のための総経費を延給食 日数で除した金額が限度額以内で あればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の 供給	現に飲料水を得るこ とができない者(飲 料水及び炊事のため の水であること。)	当該地域における通 常の実費	災害発生の日か ら7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝 具その他 生活必需 品の給与 又は貸与	全半壊(焼)、流 失、床上浸水等によ り、生活上必要な被 服、寝具、そ の他生活必需品を喪 失、若しくは毀損等 により使用すること ができず、直ちに日 常生活を営むことが 困難な者	1 夏季(4月～9 月)、冬季(10月 ～3月)の季別は 災害発生の日をも って決定する。 2 下記金額の範囲 内	災害発生の日か ら10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の 評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
	冬	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
	冬	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14 日以内	患者等の移送費は、 別途計上
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から7 日以内	妊婦等の移送費は、 別途計上
被災者の 救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3 日以内	輸送費、人件費は、 別途計上
住家の被 害の拡大 を防止す るための 緊急の修 理	災害のため住家が半壊 (焼)又はこれに準ず る程度の損傷を受け、 雨水の浸入等を放置す れば住家の被害が拡大 するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止す るための緊急の修理が必要な部 分に対して、1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10 日以内	
日常生活 に必要な 最小限度 の部分の 修理	1 住家が半壊(焼) 若しくはこれらに準 ずる程度の損傷を受 け、自らの資力によ り応急修理をす ることができない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住す ることが困難である程 度に住家が半壊 (焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又 は半壊若しくは半焼の被害 を受けた世帯706,000円以 内 ②半壊又は半焼に準ずる程度 の損傷により被害を受けた 世帯343,000円以内	災害発生の日から3 ヵ月以内(災害対策 基本法第23条の3第 1項に規定する特定 災害対策本部、同法 第24条1項に規定す る非常災害対策本部 又は同法第28条の2 第1項に規定する緊 急災害対策本部が設 置された災害にあっ ては、6ヵ月以内)	
学用品の 給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸 水により学用品を喪失 又は毀損等により使用 することができず、就 学上支障のある小学校 児童、中学校生徒、義 務教育学校生徒及び高 等学 校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童4,800 中学生生徒5,100円 高等学校等生徒5,600円	災害発生の日から (教科書)1ヵ月以 内(文房具及び通学 用品)15日以内	1 備蓄物資は評価 額 2 入進学時の場合 は個々の実情に応 じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10 日以内	災害発生の日以前に 死亡した者であつて も対象となる。

死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世代当たりの平均138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

1-2. 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

益子町の警報・注意報発表基準一覧表

令和4年11月16日現在

発表官署 宇都宮地方気象台

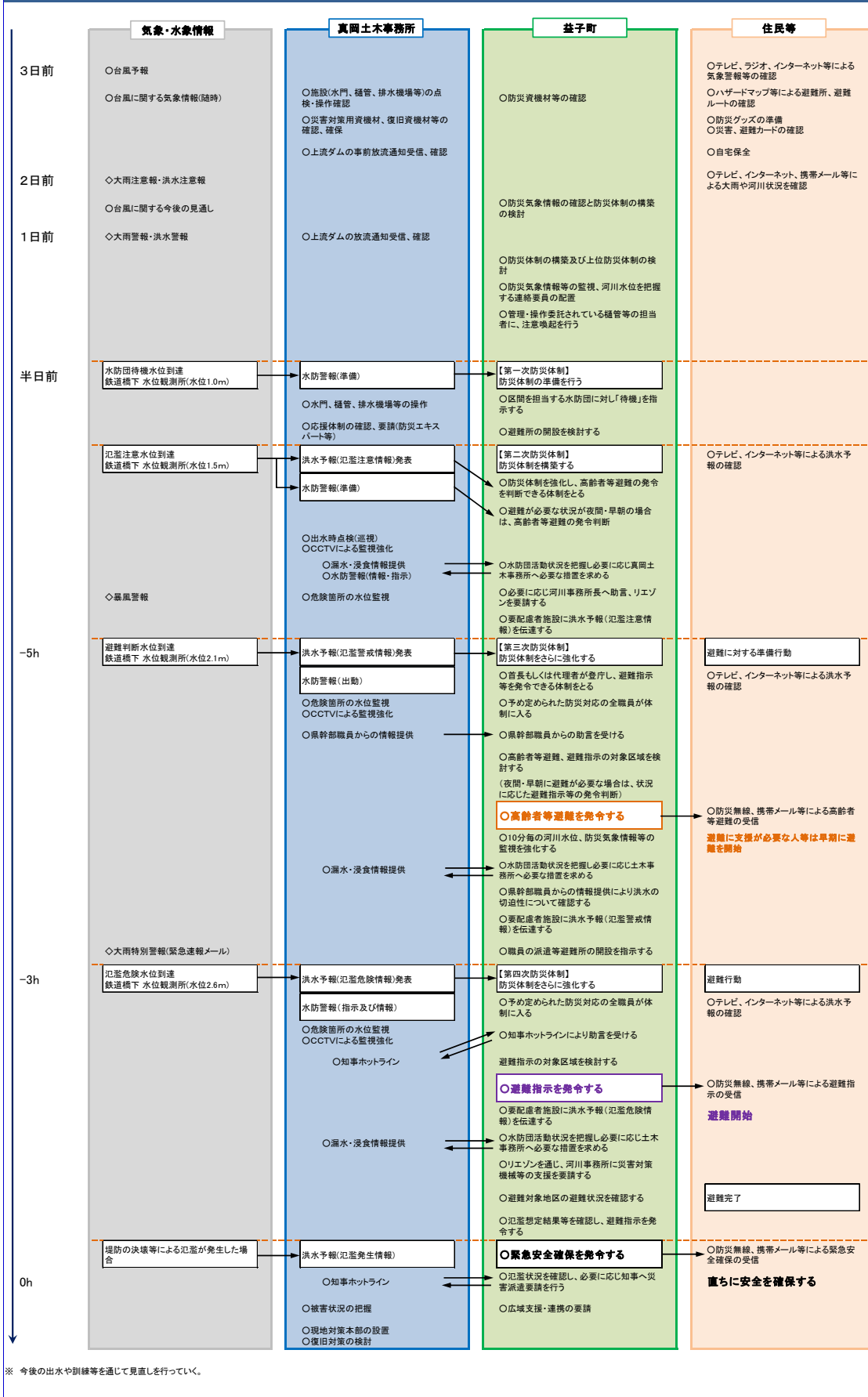
府県予報区		栃木県		
一次細分区域		南部		
村等をまとめた地域		南東部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 21	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 137	
	洪水		流域雨量指数基準	小宅川流域=8.6
			複合基準*1	小宅川流域=(7, 7.7)
			指定河川洪水予報による基準	小貝川 [三谷], 小貝川上流部 [鉄道橋下]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準 9	
			土壌雨量指数基準 100	
	洪水		流域雨量指数基準	小宅川流域=6.8
			複合基準*1	小宅川流域=(7, 5.4)
			指定河川洪水予報による基準	小貝川 [三谷], 小貝川上流部 [鉄道橋下]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度30% 実効湿度60%	
	なだれ		①24時間降雪の深さが30cm以上 ②40cm以上の積雪があつて日最高気温が6℃以上	
	低温		夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下*2	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 冬期の気温は、宇都宮地方気象台、黒磯・大田原・塩谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山(アメダス)の値。

1-3. タイムスケジュール

台風による洪水を対象とした、避難指示発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(R3年9月版)
益子町(小貝川・鉄道橋下水位観測所)



1-4. 即報基準一覧

※詳細は栃木県火災・災害等即報要領を参照すること

連絡先

県	(終日) ⇒消防防災課	NTT 回線 028-623-2136 028-623-2146 (FAX)	消防庁	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX) 免局特番-048-500-90-49013 宛局特番-048-500-90-49034 (FAX)	NTT 回線 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX) 免局特番-048-500-90-49013 宛局特番-048-500-90-49034 (FAX)
防炎行救 NW	500-2136 500-2146 (FAX)				
NTT 回線	028-623-2136 028-623-2146 (FAX)				

即報
※第1報については報告した旨電話連絡 (戻から要求した場合は除く)

直接即報基準 (画みの項目) にあてはまる火災・災害等を覚知した時は、画に対してだけでなく、消防庁に対しても直接第1報報告 (要請があった時は以降も引き続き報告)

第1号様式使用

- ### 1 火災発生 (おそれ含む)
- ① 一般基準
- 死者3人以上発生
 - 死者及び負傷者の合計10人以上発生
- ② 個別基準
- A 建物火災
- 特定防火対象物で死者発生
 - 例: 劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等
 - 11階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難
 - 国指定重要文化財又は特定違反対象物
 - 建物焼損延べ面積3,000㎡以上 (推定)
 - 損害額1億円以上 (推定)
 - 公の施設 (官公署、学校、県営住宅等)
- B 林野火災
- 焼損面積10ha以上 (推定)
 - 空中消火要請 (栃木県防災ヘリ「おおるり」等要請)
 - 住家等へ延焼するおそれがある等社会的影響度高
- C 交通機関の火災
- 航空機
 - 社会的影響度高い列車
 - トンネル内の車両
- D その他
- 特殊な原因、様態等消防上特に参考となるもの

第2号様式使用

- ### 2 特定の事故発生 (おそれ含む)
- ① 一般基準
- 死者3人以上発生
 - 死者及び負傷者の合計10人以上発生
- ② 個別基準
- A 危険物等 (危険物・高圧ガス・可燃性ガス・毒物・劇物・火薬等) を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故
- 死者 (空通事故を除く) 又は行方不明者発生
 - 負傷者5名以上発生
 - 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生
 - 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響有
 - 500kL以上のタンクの火災、爆発又は漏洩
 - 湖沼、河川への流出
 - 施設からの危険物等の漏洩事故で次に該当
 - 湖沼、河川へ流出し、防除・回収等が必要
 - 500kL以上のタンクからの漏洩等
 - 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故で次に該当
 - 火災
 - 漏洩
 - 漏洩で付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要
- B 原子力災害等
- 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生
 - 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏洩

第3号様式使用

- ### 3 救急・救助事故発生 (おそれ含む)
- 死者5人以上の救急事故
 - 死者及び負傷者の合計15人以上の救急事故
 - 要救助者5人以上の救助事故
 - 覚知から救助完了までの所用時間5時間以上の救助事故
 - その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度高い救急・救助事故
 - 例: 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - バスの転落による救急・救助事故
 - ハイジャック及びびろロ等による救急・救助事故
 - 死者及び負傷者の合計15人以上の救急・救助事故で
 - 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
 - バスの転落等による救急・救助事故
 - ハイジャック及びびろロ等による救急・救助事故
 - 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
 - その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度高い銃刀攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的・物的被害
 - 銃刀攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事象又はそれが発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事象

第4号様式使用

- ### 4 災害発生 (おそれ含む)
- ① 一般基準
- 災害救助法の適用基準に合致
 - 市町村が災害対策本部設置
 - 2市町村以上にまたがるもので1の市町村における被害は軽微であっても、県域で見た場合に大被害発生
 - 例: 台風・豪雨・豪雪
- ② 個別基準
- A 地震
- 当該市町村の区域内で震度4以上 [震度5強以上] を記録した地震 (被害の有無を問わず)
- B 風水害
- 崖崩れ、地すべり、土石流等による人的・住家被害
 - 河川の溢水、破堤等による人的・住家被害
 - 台風・豪雨による人的・住家被害
 - 突風、竜巻等による人的・住家被害
- C 雪害
- 死者又は行方不明者の発生
 - 雪崩等による人的・住家被害
 - 道路の凍結又は雪崩等による孤立集落発生
- D 火山災害
- 臨時火山情報発表後、登山規制又は通行規制等実施
 - 火山の噴火による人的・住家被害
 - 死者又は行方不明者の発生

※人的被害=死者、負傷者、行方不明 住家被害=全壊、半壊、一部損壊 (ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く)、床上浸水、床下浸水等

1-5. 個人の防災心得

第1 台風に対する心得

1 台風が近づくことが予測される時の準備

- (1) テレビ、ラジオなどで気象予報、台風情報、防災上の注意事項をよく確認し、その内容に応じた準備をする。台風の進路により被害が予測される時は、深夜でも台風情報等が放送されるので、台風の位置や進路予想、暴風雨圏を確かめる。
- (2) 停電に備えて、懐中電灯、ろうそく、ラジオ等を用意する。
- (3) 避難場所を確認しておく。
- (4) 隣近所の人との連絡方法を決めておく。
- (5) 洪水警報、避難勧告・指示などが、どういう経路で自分のところに伝達されるか、よく確かめておく。

2 台風等が近づいてきたときの準備

- (1) 飲料水を容器に入れておく。
- (2) 大工道具を準備しておく。
- (3) 洪水、土砂くずれ等の危険がある地域に住んでいる人は、避難に備えて次のものを用意しておく。
 - ア 食糧3日分と飲料水
 - イ 人と人を結べるロープ等
 - ウ 下着類
 - エ 杖となる1.5mほどの棒
 - オ 重要品、貴重品、印鑑等
- (4) 屋根の点検
 - ア カワラ屋根の場合は、風向きの軒先、南東の側のカワラなどが、めくれ易いので、十分調べてしぼったり、風の入りそうな所に漆喰を詰めるなどする。
 - イ トタン屋根の場合は、その止め方を十分調べて、止め釘の少ない所に釘を増すなどして補強する。
- (5) 窓、出入口には十分注意し、雨戸を閉める。
- (6) 鉄筋の入っていないブロック塀は倒れることがあるので注意する。柱に支柱がなく、風の吹き抜ける隙間のない木製の塀は飛ばされることがあるので注意する。

3 台風が襲ってきた時

- (1) 水害のおそれがある時は、次のことをする。
 - ア 畳は高い台や机などの上に積み重ねる。
 - イ たんすは、引き出しを抜いて高い所へ置く。
 - ウ 押し入れの下段のものは、できるだけ上段へ移す。
 - エ 電気、ガス、その他の家財道具の処理をする。特に火の元は、必ず切っておく。
 - オ 学用品の保存に注意する。
- (2) 大雨が続くと地盤がゆるみ、崖くずれの起る危険があるので十分注意する。
- (3) 堤防の近くに住んでいる場合は、川の水位に注意する。

4 避難する時の注意

- (1) 平常から避難場所と安全な避難路とを、よく確認しておく。
- (2) 市町村長等から避難の勧告・指示があったら、いつでも避難できるよう準備しておく。
- (3) 傷病者、老人、乳幼児などの災害時要援護者は早めに避難させる。
- (4) 避難の勧告・指示がでたら、まず火の始末をして、戸締まりを安全にする。
- (5) 携行品としては、非常食糧（少なくとも2食分程度）、飲料水、医薬品、貴重品、認印、現金、着替え衣料、夜間には懐中電灯などが必要である。
- (6) 頭は、帽子、防災頭巾、ヘルメット、座布団などで覆うようにする。
- (7) 裸足、長靴は危険なので、ヒモで締める運動靴等で避難する。
- (8) 洪水時には、水面下に側溝、穴などがあるので、長い棒を杖として安全を確認しながら避難する。
- (9) 単独行動は避け、責任者を中心に老人や子供を先にして、家族又は隣近所揃って避難する。避難に際しては、はぐれないようにお互いの体をロープで繋ぐ。
- (10) 避難の指示は、防災行政無線、サイレン、半鐘等によるほか、巡回やラジオ放送によって行われることになるので、十分注意するとともに近隣にも伝える。

5 台風下の行動について

- (1) 外出するときは、目的・行き先・経路・帰宅予定時刻等を知らせておくこと。
- (2) 壊れそうな塀のそばを通る時は、下敷きにならないよう塀から離れて歩く。
- (3) 道に沿って川や池がある場合は、風に吹き飛ばされないように風上の側へ寄って通る。
- (4) 嵐の中では、お互いの声がとどかないので、指導者はメガホン、携帯用拡声器等を使用する。
- (5) 夜間には、懐中電灯などが必要である。懐中電灯にはヒモ等を付け、できるだけ身につけておくようにする。
- (6) 水びたしになり一面水となったときは、知らない道は決して一人で通らない。
- (7) 泳ぎに自信があっても、木材や畳がどんどん流れてきて危険なので、注意する。

第2 大地震に対する心得

1 災害時に自分を守るための行動

(1) 身の安全を図る行動

ア 机やテーブルに身をかくす

- ・揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくす。
- ・身近にある座ぶとんなどで、頭部を保護する。

イ 非常脱出口を確保する

- ・マンションなどでは地震で扉が歪み開かなくなることがあるので、揺れを感じたら玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。

ウ あわてて外に飛び出さない

- ・大揺れは1分程度でおさまるので、周囲の状況をよく確認し、あわてて外に飛び出すことなく落ち着いて行動する。

(2) 火災を防ぐ行動

ア すばやく火を始末する

- ・使用中のガス器具、ストーブなどはすばやく火を消す。
- ・ガス器具は元栓を締め、電気器具は電源プラグを抜く。

- ・避難する場合は、ブレーカーを切ってから避難する（地震により電気機器が転倒したりして、燃えやすい散乱物などに接触し出火することがある。）。

イ 火が出たらまず消火する

- ・万が一出火した場合は、消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止める。
- ・大声で隣り近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。

(3) 避難時の行動

ア 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

- ・避難するときは、徒歩で避難する。
- ・服装は、活動しやすいものにする。
- ・携帯品は、必要品のみにして、背負うようにする。

イ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らない

- ・狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ・崖や川べりは地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので近寄らない。

ウ 山崩れ、崖崩れに注意

- ・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、自分で素早く決断し、ただちに避難する。

エ 海では津波に注意

- ・海浜にいる時に、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。
- ・ラジオなどの津波情報に注意する。

(4) 正しい情報の入手

- ・テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。
- ・町役場、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。
- ・不要、不急な電話はかけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は、消防活動等に支障をきたすので止める。

(5) 協力しあっての救出・救護活動

- ・災害が大きくなると負傷者も多くなり、消防署などの救急活動が間に合わないこともあるので、軽いケガなどの処置は、みんながお互いに協力しあって応急救護を行う。
- ・地域に住んでいる老人や乳幼児、障害者などの災害弱者をみんなが協力しあって救護する。
- ・建物の倒壊や落下物などの下敷きになっている人がいたら、地域みんなが協力しあって救出活動を行う。

[家庭・地域で備えておきたい資機材]

- ・懐中電灯、毛布、スコップ、ハンマー、ロープなどの救出救護資機材

(6) 自動車運転中の行動

- ・道路の左側か空き地に停車し、エンジンを止める。
- ・カーラジオで災害情報を聴く。
- ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
- ・避難するときは、鍵をつけたままにして、徒歩で避難する。

2 普段しておく対策

(1) 防災訓練への参加

- ・市町村などで実施される防災訓練に隣近所と誘いあって積極的に参加し、防災行動力を身につける。

(2) 家庭での防災会議の実施

- ・大地震の時、家族があわてずに行動できるよう、普段から次のことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。

[分担を決めておく事項]

- ・わが家の安全点検の実施・避難場所、避難路の確認・家族の安否確認方法
- ・食糧、身の回り等の3日分相当の家庭内備蓄・救急医薬品や火気などの点検
- ・避難時に持ち出すものの分担・非常持出袋等の置き場所など
- ・避難カードを作成し、各自携帯する。

(3) 家の補強

- ・柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているところは補強する。
- ・ブロック塀、石塀の被害は、基準どおりの鉄筋が入っていないとか、転倒防止の控壁を設けていないなど、加工上の欠陥によるものが多いので、もう一度わが家の塀を点検する。
- ・家具等の転倒、落下防止のため家具等はトメ金、転倒防止器具などで固定しておく。

(4) 消火器などの備え

- ・“いざという時”のために消火器や消火用水のほか、三角バケツ、風呂水のくみ置きなど消火に役立つものを普段から備える。

(5) 火災を防ぐ

ア 電気火災を防ぐ

- ・地震を感知して自動的に電源を切る感震ブレーカーを設置する場合には、避難上重要な照明器具などの電源が確保されるか確認する。
- ・電気機器は、どのような安全装置が付いているか確認してから購入する。

イ ガス機器や石油機器の安全な使用

- ・ガスマイコンメータの特性や使い方を理解しておく。
- ・石油ストーブは、「対震自動消火装置付」のもの、ガスストーブは「転倒時ガス遮断装置付」のものを使用する。
- ・ガスこんろ周辺の棚等に乗せてある物が落ちてこないようにする。

(6) 家族の安否確認方法

- ・地震時に落ち合う場所をあらかじめ決めておく。
- ・地震時に安否情報の取り次ぎをしてもらえる親戚、知人等（遠方に住んでいる人であることが必要）を決めておく。
- ・NTT「災害用伝言ダイヤル171」の活用を家族で決めておく。

第3 火災に対する心得

1 火事を出さないために

- (1) 外出するとき、寝るときには、必ず火の気を確認する。
- (2) ストーブなどの火の側に、燃えやすいものを置かない。
- (3) 風呂の水は、その晩はくみ置きしておく。

- (4) 消火器、三角バケツ等を家庭に常備しておく。
- (5) たき火は、風の強い日、空気の乾燥している日にはしない。また、燃えやすいものの付近は避けて、必ず水を用意する。
- (6) 火災警報の出ている時は、屋内の一定の場所以外での喫煙は止める。
- (7) 「寝たばこ」、「たばこの投げ捨て」はせず、喫煙場所を決めておく、灰皿に水を入れておく、火が消えたか確認するなど心がける。
- (8) 子供の火遊びは絶対にさせない。マッチ、ライター等は子供の手の届かないところに置く。
- (9) こんろから離れるときは必ず火を止める。
- (10) 電気器具は正しく使い、たこ足配線は火災の原因になるのではない。
- (11) 火薬、危険薬品、発火危険品などの使用に際しては、定められている事項を守り、消防署等に相談してから取り扱う。
- (12) 消防署の予防査察には協力する。

2 出火したときのために

- (1) 心を落ち着けて、すぐに消防署に通報し、近所の人にも「大声」で知らせる。
- (2) たとえ小さな火事でも、消防署にすぐ通報する。
- (3) 財産より人の命が大切なことを忘れない。
- (4) 家庭の消火器、近所の人との協力などによる初期消火に努める。
- (5) 火は煙ほどは大きくないので、心を落ち着けて初期消火に努める。
- (6) 水を煙にかけても火は消えないので、火をよく見て水をかける。
- (7) 油や薬品などは、水をかけたためにかえって火事が大きくなることがある。
- (8) 電気の火事は必ずスイッチを切る。
- (9) 化学製品には有毒ガスが発生するものがあるので特に注意する。
- (10) 着物に火がついたら、走らずに転がるか、布団または毛布をかぶる。
- (11) 消防隊が来たら、燃えている場所をはっきり教える。
- (12) 消防隊の指示に従い、無理な頼み、勝手な指図などの邪魔をしない。
- (13) 近所で火事が発生したときは、出入口、窓などはできるだけ開けない。
- (14) 近所で火事が発生したときは、自分の家が焼けないように屋根や壁等に水をどんどんかける。
- (15) 火の中に入るときは、濡れたものをかぶり、濡れたタオルなどでマスクする。
- (16) 煙の中を逃げるとき、煙の中に入るときは、立たないで腹這いになる。
- (17) 女性の髪の毛には火がつきやすいので注意する。

第4 かみなりに対する心得

雷光と雷鳴の間隔が近いときは、極めて接近している状態なので次のような点に注意する。

- (1) 屋外で雷鳴が聞こえたら、遠くでも、すぐ屋内に避難する。
- (2) 周囲の開けた平地や、山の上等で雷にあった場合は、できるだけ姿勢を低くし、雷鳴の合間を見計らって安全な場所に移る。
- (3) 金属、非金属にかかわらず傘、ゴルフクラブ等は頭より高く突き出さない。自転車、オートバイからは降りて避難する。
- (4) 樹木や避雷針のない高い物体からは即刻離れる。

- (5) 避雷針は、接地線が完全であるか確認する。
- (6) 屋内では、電灯線、電力線、電話線など外部につながった電線とこれに接続している照明器具、電気器具、電話機等から1 m以上、テレビからは2 m以上離れる。水道管、ガス管も屋外に結合しているもので1 m以上離れる。
- (7) 電気器具はコンセントから電気プラグを抜く。
- (8) 台所、風呂場等湿気の多い場所は避ける。
- (9) 濡れた衣類や靴を身につけない。

第5 災害に備え家庭に準備すべきもの

- (1) 照明用具懐中電灯（ひもつき）、ろうそく、マッチ、ライター等
- (2) 食糧乾パン、飲料水、缶詰等
- (3) 炊事道具携帯用ガスコンロ、使い捨て食器等
- (4) 応急薬品消毒薬、傷薬、胃腸薬、救急絆創膏、包帯等
- (5) 携行用品リュック、風呂敷、ビニール袋等
- (6) 情報手段ラジオ、地図、鉛筆等
- (7) その他ヘルメット、頭巾、貴重品類等

第6 竜巻災害対策について

1 町民が行う対策

(1) 自主防災思想の徹底（予防対策）

「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻などの激しい突風（以下「竜巻等」という。）による災害に備えて、平常時から次に掲げる「生命・身体を守るための行動」を心がける。

○竜巻等に関する気象情報に留意する。

○竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。

○積乱雲が近づいている兆候が見られたときは、「生命・身体を守るための行動」の準備をする。

○竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。

・住宅内では

- ①雨戸、シャッターを閉め、カーテンを引く。
- ②窓から離れる。
- ③地下室か最下階へ移動する。
- ④できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する。
- ⑤丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

・オフィスビル・病院などにいるときは

- ①窓のない部屋や廊下等へ移動する。ガラスのある場所から離れる。
- ②ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能であれば下の階に移動する。
- ③丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- ④エレベーターは停止する恐れがあるので乗らない。

・外にいるときは

- ①近くの頑丈な建物に避難する。
- ②そのような建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- ③物置や車庫・プレパブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
- ④上記に比べれば自動車の中の方が安全ではあるが、強い竜巻等の場合は飛ばされる恐れがあるので、頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。

2 竜巻に関する情報の入手（予防対策）

竜巻に関する主な情報の入手方法は次のとおりである。

- ・気象庁ホームページ
- ・テレビ、ラジオニュース、天気予報での解説、テロップ)
- ・携帯電話等のメールサービスを利用した情報提供

また、入手した情報は、自らが観察した雲や風の動きなどの結果と併せて危険回避行動（「身を守るための行動」）実行の要否の判断に利用する。

3 その他の予防対策

非常持出品の備え等のア、イ以外の予防対策は、台風や大雨のときに準じて行う。

4 自主防災行動の実施（応急対策）

実際に竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。

5 その他の応急対策

指定避難所への避難等のエ以外の応急対策は、台風や大雨のときに準じて行う。

1-6. 策定済み地区防災計画

計画名	策定主体	策定年月	備考
新町地区防災計画	新町自治会	令和元年12月	栃木県地区防災計画策定促進事業
生田目地区防災計画	生田目自治会	令和3年10月	
舟橋地区防災計画	舟橋自治会	令和5年12月	

2. 町内の状況

2-1. 人口構成の推移

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口	25,685 人	25,080 人	24,348 人	23,281 人	21,898 人
40 歳～64 歳	9,065 人 35.3%	9,294 人 37.1%	9,149 人 37.6%	8,350 人 35.9%	7,564 人 34.5%
65 歳～69 歳	1,304 人 5.1%	1,284 人 5.1%	1,326 人 5.4%	2,064 人 8.9%	2,084 人 9.5%
70 歳～74 歳	1,280 人 5.0%	1,243 人 5.0%	1,210 人 5.0%	1,220 人 5.2%	1,917 人 8.8%
前期高齢者 (65 歳～74 歳)	2,584 人 10.1%	2,527 人 10.1%	2,536 人 10.4%	3,284 人 14.1%	4,001 人 18.3%
75 歳～79 歳	1,038 人 4.0%	1,158 人 4.6%	1,130 人 4.6%	1,092 人 4.7%	1,106 人 5.1%
80 歳～84 歳	619 人 2.4%	843 人 3.4%	943 人 3.9%	886 人 3.8%	864 人 3.9%
85 歳以上	490 人 1.9%	637 人 2.5%	851 人 3.5%	1,029 人 4.4%	1,070 人 4.9%
後期高齢者 (75 歳以上)	2,147 人 8.4%	2,638 人 10.5%	2,924 人 12.0%	3,007 人 12.9%	3,040 人 13.9%
65 歳以上	4,731 人 18.4%	5,165 人 20.6%	5,460 人 22.4%	6,291 人 27.1%	7,041 人 32.2%

2-2. 文化財指定の状況

指定別	種別	名称等	員数	指定年月日	所在地等	所有者 (管理者)
国指定	建造物	西明寺三重塔	1基	昭和 25. 8. 29	益子町益子 4469	西明寺
〃	〃	西明寺楼門	1棟	〃	〃	〃
〃	〃	地藏院本堂	〃	〃	〃 上大羽 945-1	地藏院
〃	〃	綱神社本殿	〃	〃	〃 上大羽 2350	綱神社
〃	〃	綱神社摂社	〃	〃	〃	〃
〃		大倉神社本殿				
〃	〃	円通寺表門	〃	〃	〃 大沢 1770	円通寺
〃	〃	西明寺本堂内厨子	1基	昭和 37. 6. 21	〃 益子 4469	西明寺
県指定	建造物	円通寺一切経塔	1棟	昭和 33. 4. 25	〃 大沢 1770	円通寺
〃	〃	西明寺本堂	〃	昭和 37. 1. 9	〃 益子 4469	西明寺
〃	〃	西明寺鐘楼	〃	昭和 50. 1. 28	〃	〃
〃	〃	日下田邸	〃	平成 8. 8. 20	〃 城内坂 1	日下田正
〃		(染色工房併用)				
〃	〃	益子参考館上台	〃	平成 14. 8. 30	〃 益子 3388	益子参考館
〃		(旧濱田庄司邸離れ)				
〃	絵画	絹本著色鮎図	1幅	昭和 48. 11. 27	〃 長堤 28	堀中 勇
〃	〃	絹本著色両界曼荼羅図	2幅	平成 14. 2. 15	〃 上大羽 945-1	地藏院
〃	彫刻	銅造阿弥陀如来立像・両脇侍	3体	昭和 35. 10. 11	〃 大沢 1770	円通寺
〃	〃	銅造阿弥陀如来立像	1体	〃	〃 山本 1146	光明寺
〃	〃	木造如意輪観世音菩薩坐像	〃	昭和 44. 4. 25	〃 益子 2935	観音寺
〃	〃	木造閻魔王坐像・両脇侍像	3体	昭和 50. 4. 30	〃 益子 4469	西明寺
〃	〃	木造良栄上人像	1体	昭和 52. 2. 15	〃 大沢 1770	円通寺
〃	〃	木造阿弥陀如来坐像	〃	〃	〃	〃
〃	〃	木造千手観音菩薩立像附木札六枚	〃	平成 2. 1. 26	〃 益子 4469	西明寺
〃	〃	木造千手観音菩薩坐像	〃	〃	〃	〃
〃	〃	木造阿弥陀三尊像	3体	〃	〃 上大羽 945-1	地藏院
〃	〃	木造阿弥陀三尊像	〃	〃	〃	〃
〃	〃	西明寺本堂厨子内仏像群	8体	平成 4. 2. 28	〃 益子 4469	西明寺

指定別	種別	名 称 等	員数	指定年月日	所在地等	所有者 (管理者)
県指定	工芸品	梵鐘	1口	昭和 50. 4. 30	益子町益子 4469	〃
〃	書籍	正親町天皇綸旨	1通	昭和 52. 2. 15	〃 大沢 1770	円通寺
〃	〃	聖鬮賛	15冊	〃	〃	〃
〃	〃	浄土総系図	2巻	〃	〃	〃
〃	〃	月形函文書	70冊	〃	〃	〃
〃	書籍	浄土鎮西義名越派代々印 璽脈譜	3巻	〃	益子町	〃
〃	考古資料	瓶子	1口	昭和 35. 10. 11	〃 益子 4469	西明寺
〃	無形	草木染		平成 17. 8. 16	〃 城内坂 1	日下田正
〃	有形民俗	藍染め甕場		平成 8. 8. 20	〃 城内坂 1	〃
〃	史跡	風戸塚古墳	1基	昭和 29. 9. 7	〃 北中 1697	萩原周矩
〃	〃	入定塚古墳	〃	昭和 33. 8. 27	〃 大沢 2518-28	円通寺
〃	〃	小宅古墳群	18基	昭和 34. 11. 27	〃 小宅	亀岡八幡宮
〃	〃	宇都宮家の墓所		昭和 42. 1. 20	〃 上大羽 941	益子町
〃	〃	西明寺境内		昭和 50. 4. 30	〃 益子 4469	西明寺
〃	〃	浅間塚古墳	1基	平成 28. 3. 4	〃 塙 2342	栃木県
〃	天然記念物	こうやまき	1本	昭和 29. 9. 7	〃 益子 4469	西明寺
〃	〃	西明寺の椎林叢	18本	昭和 30. 7. 26	〃	〃
〃	〃	枝垂えごのき	1本	昭和 34. 11. 27	〃 山本 1146	光明寺
町指定	建造物	西明寺閻魔堂	1棟	昭和 48. 2. 7	〃 益子 4469	西明寺
〃	〃	長堤八幡宮本殿	〃	〃	〃 長堤 914	長堤八幡宮
〃	〃	地藏院観音堂	〃	〃	〃 上大羽 945- 1	地藏院
〃	〃	光明寺薬師堂	〃	〃	〃 山本	光明寺
〃	〃	安善寺本堂	〃	昭和 56. 12. 15	〃 大平 202	安善寺
〃	〃	鶏足寺山門	1棟	平成元. 5. 15	〃 益子 962	鶏足寺
〃	〃	旧濱田庄司の母屋	〃	平成元. 6. 12	〃 益子 3021	益子町
〃	〃	日枝神社本殿	1棟	平成 4. 1. 23	〃 七井 1010	日枝神社
〃	〃	西明寺大師堂	〃	平成 4. 5. 8	〃 益子 4469	西明寺
〃	〃	益子参考館内登り窯	1基	平成 5. 11. 5	〃 益子 3388	益子参考館
〃	〃	妙伝寺山門	1棟	平成 10. 7. 1	〃 山本 724	妙伝寺
〃	〃	益子参考館細工場	〃	平成 15. 3. 20	〃 益子 3388	益子参考館

〃	〃	岩下製陶(大平窯)登窯	2基	昭和19.7.18	〃 益子4403他	岩下哲夫
指定別	種別	名称等	員数	指定年月日	所在地等	所有者(管理者)
町指定	建造物	山本八幡宮	1棟	平成28.7.26	益子町山本1564	山本神社氏子
〃	絵画	歌舞伎舞台背景襖絵	48枚	昭和48.2.7	〃 山本	松本自治会
〃	〃	元禄絵地図	1面	〃	〃 益子900	平野良和
〃	〃	文化絵地図	〃	〃	〃 益子660-4	大塚 正
〃	〃	天保絵地図(長堤村地図)	〃	〃	〃 長堤700	柳 典雄
〃	〃	真言八祖絵図	8幅	昭和60.6.4	〃 東田井	東田井自治会
〃	〃	襖絵	8枚	平成10.7.1	〃 山本724	妙伝寺
〃	彫刻	木造阿弥陀如来像	1体	昭和48.2.7	〃 前沢897	長谷寺
〃	工芸品	濱田庄司作品	5点	平成5.3.11	益子町益子3388	益子参考館
〃	〃	島岡達三益子焼作品	5点	平成22.2.24	〃 益子3021他	益子町
〃	書籍	宋版大般若経	452巻	昭和48.2.7	〃 上大羽945-1	地藏院
〃	〃	小宅家文書	9通	〃	〃 小宅974-	小宅孝重
〃	考古資料	板碑	1基	〃	〃 大平202	安善寺
〃	〃	五輪塔及び瓶子	1基	〃	〃 上山53	普門寺
〃			1口			
〃	〃	羽石家五輪塔	6基	〃	〃 前沢896	長谷寺
〃	〃	大郷戸廃寺跡五輪塔群		〃	〃 大郷戸	益子町
〃	有形民俗	内町彫刻屋台	1台	平成元.9.1	〃 益子	内町自治会
〃	〃	新町彫刻屋台	〃	〃	〃	新町自治会
〃	〃	田町彫刻屋台	〃	〃	〃	田町自治会
〃	〃	松本屋台	〃	平成2.9.4	〃 山本	松本自治会
〃	〃	原彫刻屋台	〃	〃	〃	原自治会
〃	〃	上棟柱立飾山車	〃	平成26.2.26	〃 七井	下町後町自治会
〃	無形民俗	芦沼獅子舞		昭和49.3.28	〃 芦沼	芦沼獅子舞保存会
〃	〃	八坂神社御神酒頂戴式		昭和60.2.15	〃 益子	益子町大字益子
〃	〃	山本太々神楽		平成19.6.26	〃 山本	山本鹿島神社氏子
〃	〃	長堤太々神楽		平成19.6.26	〃 長堤	長堤八幡神社宮比講
〃	〃	綱神社太々神楽		平成19.6.26	〃 上大羽	綱神社太々神楽保存会
〃	〃	妙伝寺の雅楽		平成19.6.26	〃 山本724	妙伝寺
〃	史跡	古代窯跡		昭和48.2.7	〃 上大羽	平野良和
〃	〃	天王塚古墳	1基	〃	〃 益子	菊池信行
〃	〃	高館城跡		〃	〃	益子町

〃	〃	藤根善治の墓	1 基	〃	〃 益子 3615	正宗寺
〃	〃	安善寺境内		昭和 52. 7. 18	〃 大平 202	安善寺
指定別	種別	名 称 等	員数	指定年月日	所在地等	所有者 (管理者)
町指定	史跡	本沼窯業群跡		昭和 52. 7. 18	益子町本沼	菊島良隆ほか
〃	〃	御城山遺跡		平成 3. 6. 11	〃 益子 3021	益子町
〃	天然記念物	椎	1 本	昭和 48. 2. 7	〃 上大羽 2350	綱神社
〃	天然記念物	クスノキ	〃	昭和 52. 7. 18	〃 益子 4469	西明寺
〃	〃	リンボク群生地帯	群生地	〃	〃	〃
〃	〃	菩提樹	1 本	〃	〃 上大羽 945-1	地藏院
〃	〃	金木犀	1 本	昭和 52. 7. 18	益子町山本 1146	光明寺
〃	〃	梅	〃	〃	〃	〃
〃	〃	シダレ桜	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃 大平 202	安善寺
〃	〃	カヤ	〃	〃	〃	〃
〃	〃	ヒイラギ	〃	〃	〃	〃
〃	〃	タラヨウ	〃	昭和 57. 10. 1	〃 長堤 661	添谷尚世
〃	〃	梅	〃	〃	〃	〃
〃	〃	ムベ	〃	〃	〃 益子 4469	西明寺
〃	〃	シカクダケ	群生地	〃	〃	〃
〃	〃	糸桧葉	1 本	昭和 60. 2. 15	〃 上大羽 945-1	地藏院
〃	〃	赤松	2 本	平成 9. 9. 1	〃 小宅 681	小宅小学校

2-3. 火災発生状況(令和4年)

種別		益子町	
火災種別	建物	5	
	林野	0	
	車両	0	
	その他	4	
	計	9	
人口1万人当りの出火件数		4.3	
焼損棟数	全焼	4	
	半焼	0	
	部分焼	2	
	ぼや	0	
	計	6	
焼損面積	建物 (㎡)	1,075	
	表面積 (㎡)	0	
	林野 (a)	0	
り災世帯	全損	2	
	半損	0	
	小損	0	
	計	2	
	り災人員	8	
死者 死傷	死者	0	
	負傷者	2	
損害額 (千円)	建物	建物	48,149
		収容物	11,394
	林野	0	
	車両	100	
	その他	60	
	計	59,703	
	1件当りの損害額	6,634	

「芳賀地区広域行政事務組合消防本部
令和4年火災救急統計」より引用

原因別	益子町
たばこ	0
こんろ	0
かまど	0
風呂かまど	1
炉	0
焼却炉	0
ストーブ	0
こたつ	0
ボイラー	0
煙突・煙道	1
排気管	0
電気機器	2
電気装置	1
電灯・電話等の配線	2
内燃機関	0
配線器具	0
火あそび	0
マッチ・ライター	0
たき火	0
溶接機・切断機	0
灯火	0
衝突の火花	0
取灰	0
火入れ	0
放火	0
放火の疑い	0
その他	2
不明・調査中	0
合計	9

「芳賀地区広域行政事務組合消防本部
令和4年火災救急統計」より引用

2-4. 年間救急出動搬送状況(令和4年)

市町別	区分 種別	合計	火災	自然災害事故	水難事故	交通事故	労働災害事故	運動競技事故	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他				搬送人員
													転院搬送	医師搬送	資機材等輸送	その他	
益子町	出場件数	969	6	0	0	44	8	4	113	7	7	731	45	0	4	0	男
	不搬送	78	5	0	0	3	1	0	2	2	1	60	0	0	4	0	481
	搬送人員	892	1	0	0	41	8	4	111	5	6	671	45	0	0	0	女
	新生児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	411
	乳幼児	26	0	0	0	0	0	0	5	0	0	20	1	0	0	0	合計
	少年	32	0	0	0	5	0	2	6	1	0	18	0	0	0	0	
	成年	240	1	0	0	16	5	2	25	2	3	180	6	0	0	0	892
老人	594	0	0	0	20	3	0	75	2	3	453	38	0	0	0		

「芳賀地区広域行政事務組合消防本部令和4年火災救急統計」より引用

3. 避難所

3-1. 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

番号	避難場所名	所在地	面積	収容人員	備考	洪水	崖崩れ	地震
1	田野中学校	長堤 402	4,606m ²	1,500人	体育館含む	○	○	○
2	田野小学校	長堤 400	4,128m ²	1,300人	体育館含む	○	×	○
3	(旧)山本小学校 ^{※1}	山本 702	3,730m ²	300人	校庭のみ	○	○	×
4	農村環境改善センター	前沢 490-1	1,624m ²	500人		○	○	×
5	益子中学校	益子 3618	6,751m ²	2,200人	体育館含む	○	○	○
6	益子小学校	益子 4665	5,383m ²	1,700人	体育館含む	○	○	○
7	益子西小学校	埴 1344	4,758m ²	1,500人	体育館含む	○	○	○
8	(旧)大羽小学校 ^{※1}	上大羽 709	2,730m ²	200人	校庭のみ	○	○	×
9	フォレスト益子	益子 4231	1,050m ²	300人		○	○	○
10	益子町民会館	益子 3667-3	4,397m ²	1,400人		○	○	○
11	益子町総合体育館	益子 3667-3	3,801m ²	1,200人		○	○	○
12	益子町保健センター	益子 1591-3	680m ²	200人		×	○	○
13	県立益子芳星高校	埴 2382-1	7,360m ²	2,400人	体育館含む	○	○	○
14	七井中学校	七井 371	4,906m ²	1,600人	体育館含む	○	○	○
15	七井小学校	大沢 202	4,109m ²	1,300人	体育館含む	○	○	○
16	(旧)小宅小学校 ^{※1}	小宅 681	3,790m ²	300人	校庭のみ	○	○	×
17	あぐり館	大沢 3535	863m ²	200人		○	○	○
18	北運動場体育館	大沢 3535	1,549m ²	500人		○	○	○
			72,364m ²	18,600人				

※1 避難場所のみ指定

※その他、各自治会にある公民館、コミュニティセンター等

3-2. 福祉避難所

名称	所在地	電話番号
おあしす館	益子 1590-3	70-1119
障害者支援施設 美里学園	大沢 2800-5	72-8483
特別養護老人ホーム 和順荘	大沢 1770	72-2449
障害者支援施設 光輝舎	北中 1113-1	70-2020
地域密着型特別養護老人ホーム ましこの里星の宮	埴 3385	72-1300
老人保健施設 シルバーケアホームのぞみ	埴 316	72-7050
老人保健施設 看清坊	益子 4469	70-1150

3-3. 土砂災害警戒区域等における避難場所一覧

(急傾斜地)

番号	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		箇所番号 342-			
	箇所名	位置		人家 戸数	行政機関 連絡責任者	避難場所				
		大字	小字							
1	大津沢 I A	益子	大津沢	7	益子町 総務課長	フォレスト益子	I-001(1)			
	大津沢 I A	益子	大津沢				I-001(2)			
2	白地久保 I A	益子	須田ヶ池入	4			益子町 総務課長	フォレスト益子	I-002(1)	
	白地久保 I A	益子	須田ヶ池入						I-002(2)	
	白地久保 I A	益子	須田ヶ池入						I-002(3)	
	白地久保 I A	益子	須田ヶ池入						I-002(4)	
3	高館 I A	益子	西明寺	6			益子町 総務課長		益子小学校 ・益子町民会館	I-003(1)
	高館 I A	益子	西明寺							I-003(2)
	高館 I A	益子	西明寺			I-003(3)				
	高館 I A	益子	西明寺			I-003(4)				
	高館 I A	益子	西明寺			I-003(5)				

(土石流)

番号	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		避難場所
	幹川名 区域名	位置		人家 戸数	行政機関 連絡責任者	避難場所	
		大字	小字				
1	大羽川 入ノ坪沢	上大羽	上大羽	15	益子町 総務課長	(旧) 大羽小学校	I 43001
2	大羽川 寺下沢	上大羽	上大羽	5			I 43002
3	大羽川 雪解沢	上大羽	大川戸	0			I 43003
4	大羽川 大川戸鉦泉一 号沢	上大羽	大川戸	1			I 43004
5	大羽川 大川戸鉦泉二 号沢	上大羽	大川戸	1			I 43005
6	大羽川 瀧ノ入沢	上大羽	栗生	8			I 43006
7	大羽川 栗生西山沢	上大羽	上大羽	6			I 43007
8	百目鬼川 馬場北沢	益子	西明寺	10		益子小学校 ・益子町民会館	I 43008

番号	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		避難場所
	幹川名 区域名	避難場所		人家戸数	行政機関 連絡責任者	避難場所	
		大字	小字				
9	ぐみ川 池ノ入沢	前沢	山根	5	益子町 総務課長	農村環境改善センター	I 43009
10	ぐみ川 岡部沢	山本	本郷	5			I 43010
11	ぐみ川 入釜沢	山本	本郷	4		(旧) 山本小学校	I 43011
12	小貝川 松本入沢	山本	大郷戸	0			I 43012
13	ぐみ川 天神入沢	長堤	向新田	0		田野中学校	I 43013
14	小貝川 遠峰沢	小泉	遠峰	15			I 43014
15	小貝川 西明寺五号沢	益子	西明寺	1		益子小学校・益子町 民会館	II 43039
16	小貝川 西明寺六号沢	益子	西明寺	1			II 43040
17	小貝川 生田目沢	生田目	生田目	20		農村環境改善センター	II 43046
18	小貝川 生田目二号沢	生田目	生田目	10			II 43047
19	小貝川 山根三号沢	前沢	山根	6			II 43048
20	ぐみ川 山根一号沢	前沢	山根	1			II 43049
21	ぐみ川 本郷三号沢	山本	本郷	5			II 43050
22	ぐみ川 根古屋沢	山本	山本	1		(旧) 山本小学校	II 43051

4. 危険区域

4-1. 重要水防箇所

管理別	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名			延長(m)	対策水防工法	担当水防管理団体	備考
		種別	階級		市町村	町、大字	字				
県の管理区間	百目鬼川	堤防断面	B	左右	益子町	益子		1,100	積土のう	益子町	
	小宅川	工作物	A	左右	益子町	七井		40	積土のう	益子町	
国の管理区間	小貝川	工作物	B	左	益子町	長堤	78.00	1箇所	-	益子町	下館河川事務所

4-2. 山地災害危険地区（環境森林部所管）一覧表（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区）

山腹崩壊

番号	危険地区区分	危険地区番号	地区名	位置			保全対象		
				市町村	大字	字	人家戸数	公共施設	道路
1	山腹崩壊	342-001	芦沼	益子町	芦沼	イシバタケ	20	0	国道
2	山腹崩壊	342-002	小宅(1)	益子町	小宅	タカムロ	35	0	他
3	山腹崩壊	342-003	小宅(2)	益子町	小宅	小竹	4	0	他
4	山腹崩壊	342-004	大沢(1)	益子町	大沢	石オロシ	15	0	他
5	山腹崩壊	342-005	大沢(2)	益子町	大沢	新福寺	0	0	他
6	山腹崩壊	342-006	益子	益子町	益子	ナルカミ	14	0	県道
7	山腹崩壊	342-007	上大羽	益子町	上大羽	タイガイリ	40	0	他
8	山腹崩壊	342-008	山根	益子町	前沢	モクリユウ	11	0	他
9	山腹崩壊	342-009	栗生(3)	益子町	上大羽	ナシノキ平	10	0	他
10	山腹崩壊	342-010	栗生(2)	益子町	上大羽	モモノキザワ	6	0	県道
11	山腹崩壊	342-011	梅ガ内	益子町	梅ガ内	田中	30	0	他
12	山腹崩壊	342-012	大津沢	益子町	益子	大津沢	23	0	他
13	山腹崩壊	342-013	北郷谷	益子町	益子	北郷谷	6	0	他
14	山腹崩壊	342-014	金位	益子町	下大羽	金位	16	0	他
15	山腹崩壊	342-015	藤沢	益子町	下大羽	藤沢	1	0	
16	山腹崩壊	342-016	根廻	益子町	芦沼	根廻	4	0	
17	山腹崩壊	342-017	寺ノ入	益子町	大沢	寺ノ入	10	0	他
18	山腹崩壊	342-018	城内	益子町	益子	城内	14	0	他
19	山腹崩壊	342-019	立法花	益子町	益子	立法花	0	0	他
20	山腹崩壊	342-020	谷津田	益子町	芦沼	谷津田	5	0	国道
21	山腹崩壊	342-021	道祖土(1)	益子町	益子	道祖土	16	0	他

22	山腹崩壊	342-023	芦沼	益子町	芦沼	芦沼	32	0	他
23	山腹崩壊	342-024	クラタ	益子町	芦沼	クラタ	8	0	他
24	山腹崩壊	342-025	ケイソクザン	益子町	大平	ケイソクザン	1	0	他
25	山腹崩壊	342-026	モクリユウ	益子町	前沢	モクリユウ	35	0	他
26	山腹崩壊	342-027	大沢	益子町	大沢	仲ノ内	20	7	他

山腹崩壊小計 26 箇所

崩壊土砂流出

番号	危険地区区分	危険地区 番号	地区名	位置			保全対象		
				市町村	大字	字	人家 戸数	公共 施設	道路
1	崩壊土砂流出	342-001	七中	益子町	益子	アイノタ	8	0	他
2	崩壊土砂流出	342-002	生田目 (2)	益子町	生田目	北山	30	0	他
3	崩壊土砂流出	342-003	生田目 (1)	益子町	生田目	ミヨウシンイリ	12	0	他
4	崩壊土砂流出	342-004	山根	益子町	前沢	オカベ	17	0	他
5	崩壊土砂流出	342-005	山本	益子町	山本	久保田	14	0	他
6	崩壊土砂流出	342-006	東台	益子町	東台	寺内	9	0	他
7	崩壊土砂流出	342-007	上大羽 (2)	益子町	上大羽	ハタガイリ	20	0	他
8	崩壊土砂流出	342-008	上大羽 (3)	益子町	上大羽	ムカイヤマ	35	0	県道
9	崩壊土砂流出	342-009	栗生	益子町	上大羽	イタバシ	1	0	他
10	崩壊土砂流出	342-010	大羽	益子町	上大羽	ドウガイリ	1	0	他
11	崩壊土砂流出	342-011	経ヶ入	益子町	下大羽	経ヶ入	4	0	他
12	崩壊土砂流出	342-012	一の沢	益子町	一の沢		4	0	
13	崩壊土砂流出	342-013	高峠	益子町	大沢	高峠	6	0	他
14	崩壊土砂流出	342-014	大川戸(1)	益子町	上大羽	オオカワド	20	0	他
15	崩壊土砂流出	342-015	大川戸(2)	益子町	上大羽	オオカワド	7	0	他
16	崩壊土砂流出	342-016	カミカワド	益子町	上大羽	カミカワド	31	0	他
17	崩壊土砂流出	342-017	倉見沢	益子町	上大羽	倉見沢	11	0	県道
18	崩壊土砂流出	342-018	トリガサワ	益子町	益子	トリガサワ	14	1	他

崩壊土砂流出小計 18 箇所

国有林

番号	危険地区区分	危険地区 番号	地区名	位置			保全対象		
				市町村	大字	字	人家 戸数	公共 施設	道路
1	山腹崩壊	大川戸	益子町		大川戸国有林	281林班	1		林道

山腹崩壊小計 1 箇所

4-3. 指定河川及びその区域、基準観測所

(1) 栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

●指定河川及びその区域、基準観測所

水系	河川名	区域	基準水位観測所	基準水位				流域内雨量観測所	所管事務所名	告示
				水防団待機水位(通報水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位(危険水位)			
利根川水系	小貝川	右岸 芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から 芳賀郡益子町大字上山まで	鉄道橋下(益子)	1.00	1.50	2.10	2.60	千本浅間山	真岡土木	H21.9.1第482号

●指定河川及びその区域、基準水位観測所

河川名	区域		基準水位観測所	発表者
小貝川	左	益子町大字長堤字下田2435番地先から 茨城県筑西市蕨まで	三谷	下館河川事務所長
	右	真岡市大字根本2169番地先から 茨城県筑西市蕨まで		

(2) 知事の行う水防警報

●指定河川及びその区域、基準水位観測所

水系	河川名	区域	基準水位観測所	基準水位				流域内雨量観測所	所管事務所名	告示
				水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(危険水位)			
利根川水系	小貝川	左 芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から 岸 芳賀郡益子町大字上山まで 右 芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から 岸 真岡市根本まで	鉄道橋下(益子)	1.00	1.50	2.10	2.60	千本浅間山	真岡土木	H21.9.1第482号

●洪水浸水想定区域指定箇所一覧(国管理河川)

河川名	実施区間		関係市町	告示
利根川水系	小貝川	栃木県芳賀郡益子町大字長堤字 下田2435番地先から 左岸 利根川への合流点まで	真岡市 益子町	平成29年3月21日
		栃木県真岡市大字根本根本2169番地先から 右岸 利根川への合流点まで		関東地整 告示第72号 下館河川事務所

●洪水浸水想定区域指定箇所一覧（県管理河川）

河川名		実施区間	関係市町	告示
利根川水系	小貝川	芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から 左岸	真岡市 益子町 市貝町	平成29年12月8日 告示第553号
		芳賀郡益子町大字上山まで 芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から 右岸 真岡市根本まで		

河川名		実施区間	関係市町	告示
利根川水系	大羽川	益子町一級河川上流端から 左岸	益子町	令和4年5月27日 告示第307号
		益子町小貝川合流点まで 益子町一級河川上流端から 右岸 益子町小貝川合流点まで		

●指定河川及びその区域、基準観測所

区間名	河川名	区域	基準 観測所	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (危険水位)	
小貝川	小貝川	左岸	栃木県芳賀郡益子町大字 長堤字下田 2435 番地先 から	三谷	1.4	1.8	2.9	3.2
			茨城県龍ヶ崎市小通幸谷 町	黒子	2.5	3.8	5.1	5.8
		右岸	栃木県真岡市根本 2169 番地先から 茨城県取手市宮和田字	上郷	3	3.6	4.9	5.3
				小貝川 水海道	3.8	4.6	6.1	6.5

4-4. 土砂災害警戒区域等

急傾斜地

箇所番号	箇所名	所在地				警戒区域	特別警戒区域	備考
		郡・市	町・村	大字	小字			
342-I-001	大津沢ⅠA	芳賀郡	益子町	益子	大津沢	○	○	
342-I-002	白地久保ⅠA	芳賀郡	益子町	益子	須田ヶ池入	○	○	
342-I-003	高館ⅠA	芳賀郡	益子町	益子	西明寺	○	○	
342-I-1001	根古屋ⅠA	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-I-1002	須田ヶ池ⅠB	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-I-1003	高館ⅠB	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-I-1004	宿ⅠA	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-I-1005	入ノ坪ⅠA	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-I-1006	下りⅠA	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-I-1007	大津沢ⅠB	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-I-1008	道祖土上ⅠA	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-I-1009	引地ⅠA	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-I-1010	高館ⅠC	芳賀郡	益子町	馬場北		○	○	
342-II-001	谷津田ⅡA	芳賀郡	益子町	小宅	谷津田	○	○	
342-II-003	高館ⅡA	芳賀郡	益子町	益子	西明寺	○	○	
342-II-004	栗生ⅡA	芳賀郡	益子町	上大羽	栗生	○	○	
342-II-005	池尻ⅡA	芳賀郡	益子町	上大羽	池尻	○	○	
342-II-006	大川戸ⅡA	芳賀郡	益子町	上大羽	大川戸	○	○	
342-II-007	大川戸ⅡB	芳賀郡	益子町	上大羽	大川戸	○	○	
342-II-008	大川戸ⅡC	芳賀郡	益子町	上大羽	大川戸	○	○	
342-II-009	大川戸ⅡD	芳賀郡	益子町	上大羽	大川戸	○	○	
342-II-010	大川戸ⅡE	芳賀郡	益子町	上大羽	大川戸	○	○	
342-II-012	大川戸ⅤA	芳賀郡	益子町	上大羽	大川戸	○	○	
342-II-013	石並ⅠA	芳賀郡	益子町	益子	径塚	○	○	
342-II-014	新町ⅠA	芳賀郡	益子町	益子	根崎	○	○	
342-II-015	道祖上下ⅠA	芳賀郡	益子町	益子	寺前	○	○	
342-II-016	須田ヶ池ⅠA	芳賀郡	益子町	益子	道祖土	○	○	
342-II-1001	谷井田ⅡA	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-II-1002	堂ヶ入ⅡA	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-II-1003	天神前ⅡA	芳賀郡	益子町	梅ヶ内		○	○	
342-II-1004	上崎ⅡA	芳賀郡	益子町	長堤・本沼		○	○	
342-II-1005	古池下ⅡA	芳賀郡	益子町	山本		○	○	
342-II-1006	桃木沢ⅡA	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-II-1007	入山ⅡA	芳賀郡	益子町	小泉・梅ヶ内		○	○	
342-II-1009	西山ⅡA	芳賀郡	益子町	長堤		○	○	
342-II-1010	入山ⅡB	芳賀郡	益子町	小泉		○	○	
342-II-1011	深田ⅡA	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1012	欠上りⅡA	芳賀郡	益子町	下大羽		○	○	
342-II-1013	日照田ⅡA	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-II-1014	倉田ⅡA	芳賀郡	益子町	芦沼		○	○	
342-II-1015	深田ⅡB	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1016	大川戸ⅡF	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-II-1017	西山ⅡB	芳賀郡	益子町	下大羽		○	○	
342-II-1018	大川戸ⅡG	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-II-1019	赤石ⅡA	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-II-1020	大津沢ⅡA	芳賀郡	益子町	益子		○	○	

342-II-1021	根廻りII B	芳賀郡	益子町	芦沼		○	○	
342-II-1022	蛭田II A	芳賀郡	益子町	芦沼		○	○	
342-II-1023	長トウロII A	芳賀郡	益子町	大沢		○	○	
342-II-1024	外記畑II A	芳賀郡	益子町	下大羽		○	○	
342-II-1025	坂塩田II A	芳賀郡	益子町	大沢		○	○	
342-II-1026	泥部II A	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1027	向原II A	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1028	里山II A	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1029	北山II A	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1030	北郷谷II A	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1031	北郷谷II B	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1032	上町II A	芳賀郡	益子町	大沢		○	○	
342-II-1033	大沢道南II A	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1034	池尻II A	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-II-1035	向畑II A	芳賀郡	益子町	前沢		○	○	
342-II-1036	寺内II A	芳賀郡	益子町	東田井		○	○	
342-II-1037	新道II A	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1038	泥部II B	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1039	北山II B	芳賀郡	益子町	生田目		○	○	
342-II-1040	高館II A	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1041	赤法花II A	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1042	堂仏II A	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-II-1043	北II A	芳賀郡	益子町	山本		○	○	
342-II-1044	木流II A	芳賀郡	益子町	前沢		○	○	
342-II-1045	池ノ入II A	芳賀郡	益子町	前沢		○	○	
342-II-1046	板橋II A	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-II-1047	西山II C	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-II-1048	藤輪II A	芳賀郡	益子町	山本		○	○	
342-II-1049	栗山II A	芳賀郡	益子町	山本		○	○	
342-II-1050	車堂II A	芳賀郡	益子町	生田目		○	○	
342-II-1051	高館II B	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1052	川向II A	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-II-1053	切払II A	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-II-1054	新道II B	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1055	屋敷前II A	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1056	麓前II A	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-II-1057	根廻りII A	芳賀郡	益子町	小宅		○		
342-III-001	大字芦沼III A	芳賀郡	益子町	芦沼		○	○	
342-III-002	大字芦沼III B	芳賀郡	益子町	芦沼		○	○	
342-III-1001	堂ヶ入III A	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-III-1002	向山III A	芳賀郡	益子町	大郷戸		○	○	
342-III-1003	前石畑III A	芳賀郡	益子町	山本		○	○	
342-III-1004	三反田前III A	芳賀郡	益子町	芦沼		○	○	
342-III-1005	芦沼III A	芳賀郡	益子町	芦沼		○	○	
342-III-1006	勝居久保III A	芳賀郡	益子町	芦沼		○	○	
342-III-1007	梨木平III A	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-III-1008	板橋III A	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-III-1009	大川戸III A	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-III-1010	金位III A	芳賀郡	益子町	下大羽		○	○	
342-III-1011	宮田III A	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-III-1012	五反田III A	芳賀郡	益子町	芦沼		○	○	
342-III-1013	西ノ台III A	芳賀郡	益子町	益子		○	○	

342-Ⅲ-1014	大津沢ⅢA	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-Ⅲ-1015	須田ヶ池入ⅢA	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-Ⅲ-1016	大川戸ⅢB	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-Ⅲ-1017	根本ⅢA	芳賀郡	益子町	小宅		○	○	
342-Ⅲ-1018	丸角ⅢA	芳賀郡	益子町	大沢		○	○	
342-Ⅲ-1019	大平ⅢA	芳賀郡	益子町	大沢		○	○	
342-Ⅲ-1020	坊ヶ峰ⅢA	芳賀郡	益子町	芦沼		○	○	
342-Ⅲ-1021	原ⅢA	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-Ⅲ-1022	木流ⅢA	芳賀郡	益子町	前沢		○	○	
342-Ⅲ-1023	麓前ⅢA	芳賀郡	益子町	益子		○	○	
342-Ⅲ-1024	天神窪ⅢA	芳賀郡	益子町	長堤		○	○	
342-Ⅲ-1025	根古屋ⅢA	芳賀郡	益子町	山本		○	○	
342-Ⅲ-1026	坂橋ⅢA	芳賀郡	益子町	上大羽		○	○	
342-Ⅲ-1027	東ⅢA	芳賀郡	益子町	益子		○	○	

土石流

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	郡・市	町・村	字	警戒区域	特別警戒区域	備考
I 43002	1	利根川	大羽川	上大羽五号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
I 43003	1	利根川	大羽川	大川戸五号沢	芳賀郡	益子町	大川戸	○		
I 43004	1	利根川	大羽川	大川戸鉱泉一号沢	芳賀郡	益子町	大川戸	○	○	
I 43005	1	利根川	大羽川	大川戸鉱泉二号沢	芳賀郡	益子町	大川戸	○	○	
I 43006	1	利根川	大羽川	栗生一号沢	芳賀郡	益子町	栗生	○		
I 43007	1	利根川	大羽川	上大羽七号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
I 43008	1	利根川	百日鬼川	下西明寺沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○	○	
I 43009	1	利根川	ぐみ川	山根二号沢	芳賀郡	益子町	山根	○	○	
I 43010	1	利根川	ぐみ川	本郷二号沢	芳賀郡	益子町	本郷	○	○	
I 43011	1	利根川	ぐみ川	本郷一号沢	芳賀郡	益子町	本郷	○	○	
I 43012	1	利根川	小貝川	大郷戸二号沢	芳賀郡	益子町	大郷戸	○	○	
I 43013	1	利根川	ぐみ川	長堤沢	芳賀郡	益子町	向新田	○	○	
I 43014	1	利根川	小貝川	遠峰沢	芳賀郡	益子町	遠峰	○	○	
I E1001	1			道祖土上沢	芳賀郡	益子町	益子	○	○	
I E1002	1			道祖土上一号沢	芳賀郡	益子町	益子	○		
Ⅱ 43001	2	利根川	小貝川	下郷三号沢	芳賀郡	益子町	下郷	○	○	
Ⅱ 43002	2	利根川	小貝川	下郷二号沢	芳賀郡	益子町	下郷	○	○	
Ⅱ 43003	2	利根川	小貝川	下郷一号沢	芳賀郡	益子町	下郷	○	○	
Ⅱ 43004	2	利根川	小宅川	倉田沢	芳賀郡	益子町	倉田	○	○	
Ⅱ 43005	2	利根川	小宅川	芦沼沢	芳賀郡	益子町	芦沼	○		
Ⅱ 43006	2	利根川	大羽川	下大羽三号沢	芳賀郡	益子町	下大羽	○	○	
Ⅱ 43007	2	利根川	大羽川	下大羽四号沢	芳賀郡	益子町	下大羽	○	○	
Ⅱ 43008	2	利根川	大羽川	谷井田一号沢	芳賀郡	益子町	谷井田	○	○	
Ⅱ 43009	2	利根川	大羽川	谷井田二号沢	芳賀郡	益子町	谷井田	○	○	
Ⅱ 43010	2	利根川	大羽川	大羽沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
Ⅱ 43011	2	利根川	大羽川	上大羽一号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○		
Ⅱ 43012	2	利根川	大羽川	上大羽二号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
Ⅱ 43013	2	利根川	大羽川	上大羽四号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
Ⅱ 43014	2	利根川	大羽川	上大羽六号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
Ⅱ 43015	2	利根川	大羽川	大川戸三号沢	芳賀郡	益子町	大川戸	○	○	
Ⅱ 43016	2	利根川	大羽川	大川戸一号沢	芳賀郡	益子町	大川戸	○	○	
Ⅱ 43017	2	利根川	大羽川	大川戸二号沢	芳賀郡	益子町	大川戸	○	○	
Ⅱ 43018	2	利根川	大羽川	大川戸四号沢	芳賀郡	益子町	大川戸	○	○	

II 43019	2	利根川	大羽川	大川戸沢	芳賀郡	益子町	大川戸	○	○	
II 43020	2	利根川	大羽川	栗生五号沢	芳賀郡	益子町	栗生	○		
II 43021	2	利根川	大羽川	栗生六号沢	芳賀郡	益子町	栗生	○	○	
II 43022	2	利根川	大羽川	栗生七号沢	芳賀郡	益子町	栗生	○		
II 43023	2	利根川	大羽川	栗生三号沢	芳賀郡	益子町	栗生	○	○	
II 43024	2	利根川	大羽川	赤石一号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
II 43025	2	利根川	大羽川	下大羽二号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
II 43026	2	利根川	大羽川	下大羽一号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
II 43027	2	利根川	大羽川	上大羽八号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
II 43028	2	利根川	大羽川	上大羽九号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○		
II 43029	2	利根川	大羽川	道祖土上五号沢	芳賀郡	益子町	道祖土上	○	○	
II 43030	2	利根川	百日鬼川	道祖土上一号沢	芳賀郡	益子町	道祖土上	○	○	
II 43031	2	利根川	百日鬼川	道祖土上二号沢	芳賀郡	益子町	道祖土上	○		
II 43032	2	利根川	百日鬼川	道祖土上四号沢	芳賀郡	益子町	道祖土上	○	○	
II 43033	2	利根川	百日鬼川	高館山一号沢	芳賀郡	益子町	一ノ沢	○	○	
II 43034	2	利根川	百日鬼川	高館山二号沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○	○	
II 43035	2	利根川	百日鬼川	高館山三号沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○	○	
II 43036	2	利根川	百日鬼川	上西明寺沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○	○	
II 43037	2	利根川	小貝川	西明寺三号沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○	○	
II 43038	2	利根川	小貝川	西明寺四号沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○	○	
II 43039	2	利根川	小貝川	西明寺五号沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○	○	
II 43040	2	利根川	小貝川	西明寺六号沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○	○	
II 43041	2	利根川	小貝川	西明寺七号沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○	○	
II 43042	2	利根川	小貝川	西明寺八号沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○	○	
II 43043	2	利根川	小貝川	新町沢	芳賀郡	益子町	新町	○		
II 43044	2	利根川	小貝川	石並二号沢	芳賀郡	益子町	石並	○	○	
II 43045	2	利根川	小貝川	石並沢	芳賀郡	益子町	石並	○		
II 43046	2	利根川	小貝川	生田目沢	芳賀郡	益子町	生田目	○	○	
II 43047	2	利根川	小貝川	生田目二号沢	芳賀郡	益子町	生田目	○	○	
II 43048	2	利根川	小貝川	山根三号沢	芳賀郡	益子町	山根	○		
II 43049	2	利根川	ぐみ川	山根一号沢	芳賀郡	益子町	山根	○	○	
II 43050	2	利根川	ぐみ川	本郷三号沢	芳賀郡	益子町	本郷	○	○	
II 43051	2	利根川	ぐみ川	根古屋沢	芳賀郡	益子町	山本	○	○	
II 43052	2	利根川	ぐみ川	山本沢	芳賀郡	益子町	山本	○	○	
II 43053	2	利根川	ぐみ川	原東二号沢	芳賀郡	益子町	原東	○	○	
II 43054	2	利根川	ぐみ川	原東三号沢	芳賀郡	益子町	原東	○	○	
II 43055	2	利根川	小貝川	大郷戸一号沢	芳賀郡	益子町	大郷戸	○	○	
II 43056	2	利根川	小貝川	大郷戸三号沢	芳賀郡	益子町	大郷戸	○	○	
II 43057	2	利根川	小貝川	大郷戸四号沢	芳賀郡	益子町	大郷戸	○	○	
II 43058	2	利根川	小貝川	大郷戸五号沢	芳賀郡	益子町	大郷戸	○	○	
II 43059	2	利根川	小貝川	小田毛沢	芳賀郡	益子町	小田毛	○	○	
II 43060	2	利根川	桜川	下小田毛沢	芳賀郡	益子町	本沼	○	○	
II 43061	2	利根川	小貝川	本沼三号沢	芳賀郡	益子町	本沼	○	○	
II 43062	2	利根川	小貝川	本沼四号沢	芳賀郡	益子町	本沼	○		
II 43063	2	利根川	小貝川	本沼二号沢	芳賀郡	益子町	本沼	○	○	
II E1001	2			道祖土下沢	芳賀郡	益子町	益子	○	○	
II E1002	2			道祖土上二号沢	芳賀郡	益子町	益子	○		
III 44091	3	那珂川	逆川	木幡-3	芳賀郡	益子町		○	○	
J43001	3	利根川	大羽川	下大羽五号沢	芳賀郡	益子町	下大羽	○	○	
J43002	3	利根川	大羽川	谷井田一号沢	芳賀郡	益子町	谷井田	○	○	
J43003	3	利根川	大羽川	谷井田二号沢	芳賀郡	益子町	谷井田	○	○	
J43004	3	利根川	大羽川	谷井田三号沢	芳賀郡	益子町	谷井田	○	○	

J43005	3	利根川	大羽川	上大羽十号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
J 43006	3	利根川	大羽川	上大羽十一号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
J 43007	3	利根川	大羽川	上大羽十二号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○		
J 43008	3	利根川	大羽川	上大羽十三号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○		
J 43009	3	利根川	大羽川	上大羽十四号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○		
J 43010	3	利根川	大羽川	大川戸六号沢	芳賀郡	益子町	大川戸	○	○	
J 43011	3	利根川	大羽川	大川戸七号沢	芳賀郡	益子町	大川戸	○	○	
J 43012	3	利根川	大羽川	大川戸八号沢	芳賀郡	益子町	大川戸	○	○	
J 43013	3	利根川	大羽川	大川戸九号沢	芳賀郡	益子町	大川戸	○	○	
J 43014	3	利根川	大羽川	栗生八号沢	芳賀郡	益子町	栗生	○		
J 43015	3	利根川	大羽川	栗生九号沢	芳賀郡	益子町	栗生	○	○	
J 43016	3	利根川	大羽川	栗生十号沢	芳賀郡	益子町	栗生	○		
J 43017	3	利根川	大羽川	栗生四号沢	芳賀郡	益子町	栗生	○	○	
J 43018	3	利根川	大羽川	栗生二号沢	芳賀郡	益子町	栗生	○	○	
J 43019	3	利根川	大羽川	上大羽十五号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
J 43020	3	利根川	大羽川	赤石二号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○	○	
J 43021	3	利根川	大羽川	上大羽十六号沢	芳賀郡	益子町	上大羽	○		
J 43022	3	利根川	大羽川	北郷谷沢	芳賀郡	益子町	北郷谷	○	○	
J 43023	3	利根川	子貝川	道祖土下沢	芳賀郡	益子町	道祖土下	○	○	
J 43024	3	利根川	百日鬼川	道祖土上三号沢	芳賀郡	益子町	道祖土上	○	○	
J 43025	3	利根川	子貝川	城内沢	芳賀郡	益子町	城内	○	○	
J 43026	3	利根川	小貝川	西明寺一号沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○	○	
J 43027	3	利根川	小貝川	西明寺二号沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○	○	
J 43028	3	利根川	小貝川	西明寺十号沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○		
J 43029	3	利根川	小貝川	西明寺九号沢	芳賀郡	益子町	西明寺	○	○	
J 43030	3	利根川	小貝川	新町二号沢	芳賀郡	益子町	新町	○	○	
J 43031	3	利根川	ぐみ川	本郷四号沢	芳賀郡	益子町	本郷	○	○	
J 43032	3	利根川	ぐみ川	山本二号沢	芳賀郡	益子町	山本	○	○	
J 43033	3	利根川	ぐみ川	山本三号沢	芳賀郡	益子町	山本	○	○	
J 43034	3	利根川	ぐみ川	原栗一号沢	芳賀郡	益子町	原栗	○	○	
J 43035	3	利根川	ぐみ川	原東一号沢	芳賀郡	益子町	原東	○	○	
J 43036	3	利根川	ぐみ川	原栗二号沢	芳賀郡	益子町	原栗	○		
J 43037	3	利根川	ぐみ川	原西沢	芳賀郡	益子町	原西	○		
J 43038	3	利根川	小貝川	大郷戸六号沢	芳賀郡	益子町	大郷戸	○		
J 43039	3	利根川	大羽川	大川戸六号沢	芳賀郡	益子町	大川戸	○	○	

4-5. 洪水浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧表

施設名	所在地	電話番号	洪水想定区域(m)	土砂災害警戒区域等
(1) 小中学校				
田野小学校	長堤 400	72-2536	—	土砂災害特別警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)、 土砂災害警戒区域内(土石流)
(2) 保育園、幼稚園				
七井幼稚園	大沢 1456-2	72-0492	0.0m~3.0m	—
(3) 病院、診療所				
普門院診療所	益子 4469	72-7122	—	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊・土石流)

5. 設備

5-1. 災害時優先電話一覧

災害時優先電話番号	設 場 住 所	設場番地	設場建物等
0285-72-2722	芳賀郡益子町大字七井	371	七井中学校
0285-72-2404	芳賀郡益子町大字大沢	202	七井小学校
0285-72-2536	芳賀郡益子町大字長堤	400	田野小学校
0285-72-2539	芳賀郡益子町大字長堤	402	田野中学校
0285-72-2532	芳賀郡益子町大字塙	1344	益子西小学校
0285-72-8824	芳賀郡益子町益子	2030	益子町役場
0285-72-2014	芳賀郡益子町大字益子	4665	益子小学校
0285-72-2069	芳賀郡益子町大字益子	3618-3	益子中学校
0285-72-3110	芳賀郡益子町大字益子	3667-3	益子町中央公民館
0285-72-9141	芳賀郡益子町大字益子	1532-5	益子町福祉センター
			合計10箇所

5-2. 消防団員の定員及び実員、設備・装備の現勢

(令和4年度)

消防本部名	市町名	人口人	面積 Km ²	消防団			消防水利等					資機材	
				実員人	うち 女性 人	定数 人	防火 水槽	消火栓	井戸	その他	計	ポンプ車 (水槽付 を含む)	小型動力 ポンプ 積載車
芳賀	益子町	22,196	89.40	218	0	219	235 (うち 私設5)	489	0	7	731	12	3

消防団員の内訳

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	団員	計
団本部	1	2							
第1分団			1	1	6		17	62	87
第2分団			1	1	5		14	50	71
第3分団			1	1	4		11	40	57
計(定員219)	1	2	3	3	15	0	42	152	218

「芳賀地区広域行政事務組合消防本部令和4年火災救急統計」より引用

5-3. 水防倉庫・水防資材一覧

備蓄資機材一覧

河川名	補助建設番号	水防倉庫名	管理者	設置場所(設置年月)	水防資材					水防器具																						
					かます空俵麻袋土のう等(袋)	縄(kg) ロープ(m)	杭(鉄・木)パイプ(本)	鉄線(kg)	シートむしろ(枚)	鎌(丁)	ノコギリ(丁)	ナタ(丁)	スコップ(丁)	ツルハシ(丁)	クワ(丁)	オノ(丁)	掛矢(丁)	ペンチ(丁)	ハンマー(丁)	カタ(丁)	チェンソー(台)	一輪車(台)	発電機(台)	照明(台)	救命ボート(台)	救命胴衣(着)	その他					
	町設	防災倉庫	益子町長	益子町 益子 2045 (H25.3)	2,105	0	0	0	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	8	5	1	50	
百目鬼川	町設 2号	第1分団	〃	益子町 益子 2045 (H12.4)	0	0	0	0	0	0	0	0	12	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	
大羽川	町設 3号	第2分団	〃	益子町 大沢 1440-1 (H18.2)	0	0	0	0	0	0	0	0	10	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	
小貝川	町設 1号	第3分団	〃	益子町 長堤 508 (H17.4)	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	
計	4箇所				2,105	0	0	0	470	0	0	0	30	15	0	15	15	0	0	0	0	0	0	0	2	0	23	20	1	50	0	

5-4. 水位観測所

水位観測所一覧表（県管理危機管理型水位計）

水系名	主管事務所	観測所番号	観測所			所在地	水位			緯度	経度	区分
			河川名	地区名	観測所名		観測開始水位	危険水位	氾濫発生水位			
利根川水系	真岡	危402	小宅川	益子	車橋	益子町山王前地先	-1.80	-0.90	0.00	36° 29' 45"	140° 05' 40"	河川
		危411	大羽川	益子	道下橋	益子町七井中央地先	-1.40	-0.90	0.00	36° 29' 25"	140° 05' 52"	河川

観測所		所在地	主管事務所	水位 (m)			
河川名	観測所名			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
小貝川	鉄道橋下	芳賀郡益子町大字益子 5472 地先	真岡土木事務所	1.00	1.50	2.3	2.8

5-5. 飛行場外・緊急離着陸場一覧

場外番号	名称	消防本部（局）		芳賀広域			離着陸場所	主たる注意事項	地積 (m)	所在地
		区分	防災ヘリ所要時間 (概算)	ドクヘリ所要時間 (概算)	防災ヘリドクヘリGPS	種別				
益子-1	大郷戸ダム	場外	6分	8分	MS-1	A	公園敷地内敷石	立入者退避	65×80	益子町山本地先
益子-2	益子町民センターグラウンド	場外	4分	7分	MS-2	B	多目的広場	砂地散水必要立入者退避	35×170	益子町益子3667-3
益子-3	益子町北運動場	緊急	4分	8分	MS-3	A	野球場芝・砂地	散水必要立入者退避	170×125	益子町大沢3535
益子-4	益子の森ひだまり広場	緊急	5分	8分	MS-4	A	広場芝生	立入者退避	65×69	益子町益子4231外
益子-5	益子町南運動場	緊急	5分	8分	MS-5	A	広場芝生	立入者退避	114×213	益子町長堤472
益子-6	益子芳星高校グラウンド	緊急	3分	7分	MS-6	A	校庭東側芝地	生徒の退避	88×98	益子町塙2382-1
益子-7	新庁舎 益子分署	緊急	3分	8分	MS-7	E	狭小のため離着陸困難	損壊被害発生懸念	32×32	益子町2698-1

5-6. 緊急消防援助隊受援計画における野営場所

名称	所在地	面積 (m ²)	連絡先	
益子の森ひだまり広場	益子町益子 4231	8,100	0285-70-3305	☎0285-72-0403
益子町南運動公園	益子町長堤 472	27,000	0285-72-7985	☎0285-72-7985
益子芳星高等学校グラウンド	益子町塙 2382-1	36,075	0285-72-5525	☎0285-72-7925

5-7. 緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区間
国道	123	国道 123 号	宇都宮市平松町[国道 4 号交点] ～茂木町山内[茨城県境]
主要地方道	1	宇都宮笠間線	益子町大沢 [国道 123 号交点] ～茂木町小貫 [茨城県境]

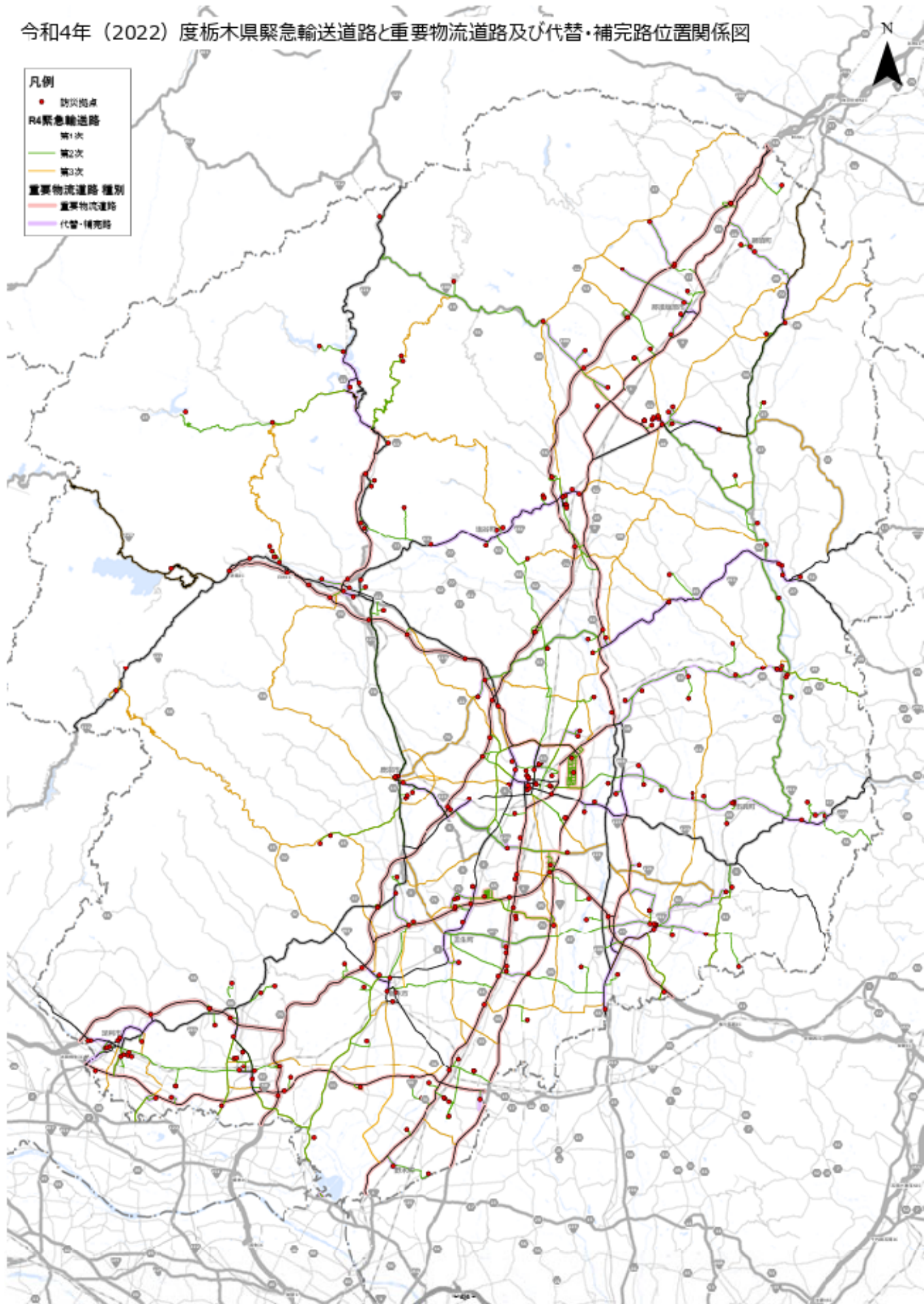
第二次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区間
国道	121	国道 121 号	益子町塙交差点 [国道 294 号交点] ～益子町七井中央交差点[国道 123 号交点]
国道	294	国道 294 号	益子町塙交差点[国道 121 号交点] ～真岡市御前交差点[西小塙真岡線交点]
主要地方道	41	筑波益子線	益子町本沼 [茨城県境] ～益子町栗崎交差点 [国道 291 号交点]
一般県道	257	西小塙真岡線	真岡市御前交差点 [国道 294 号] ～益子町長堤 [道の駅ましこ前]
			益子町長堤交差点 [つくば益子線交点] ～益子町山本 [益子町道交点]
			益子町長堤[道の駅ましこ前] ～益子町長堤交差点[つくば益子線交点]
市町道	益子町道	(147 号線)	益子町益子 [国道 121 号交点] ～益子町益子 [益子町民センターグラウンド前]
		(259 号線)	益子町山本 [西小塙真岡線交点] ～益子町大郷戸 [大郷戸ダム前]

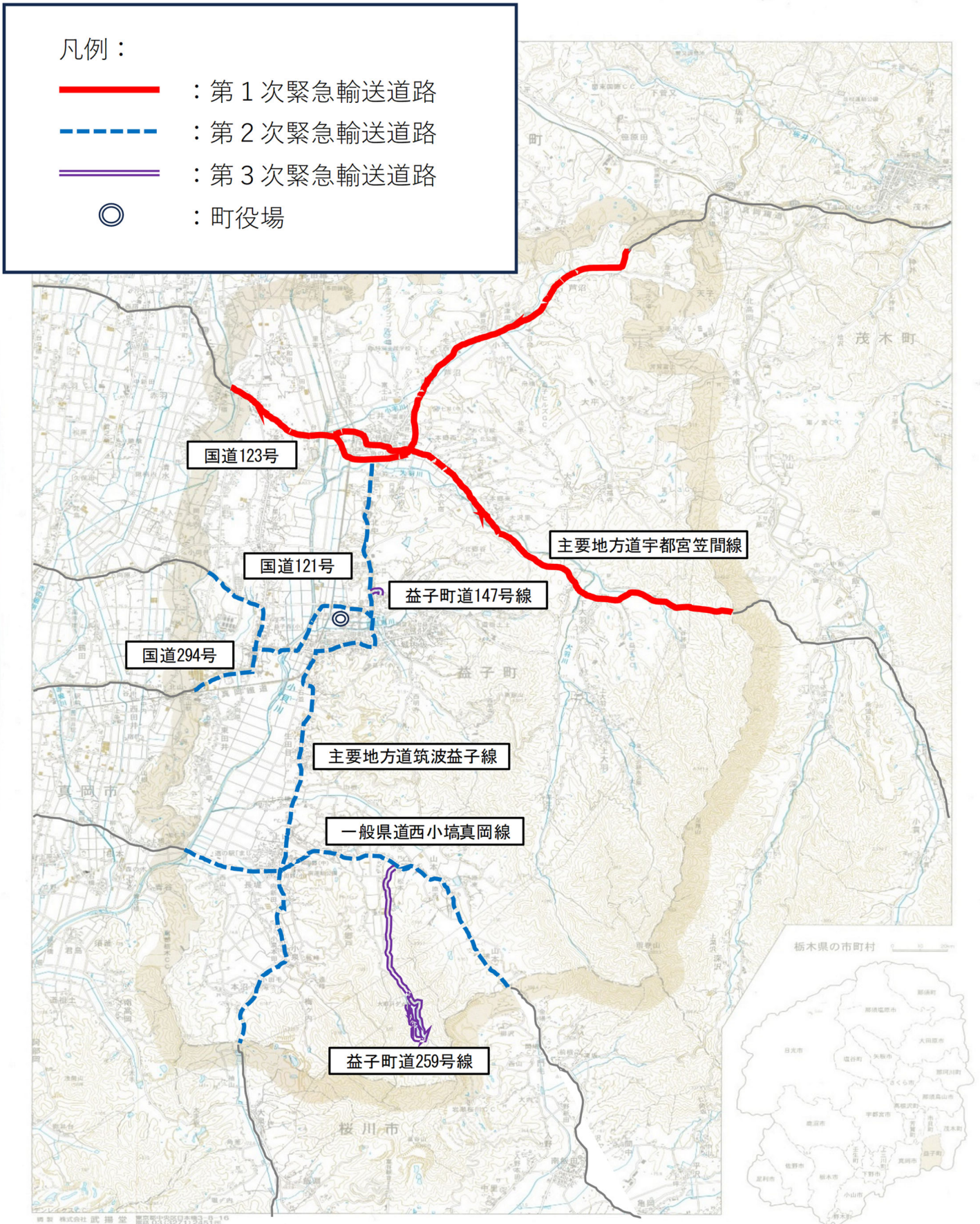
第三次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区間
国道	121	国道 121 号	真岡市下籠谷[国道 408 号交差] ～益子町塙交差点 [国道 294 号分岐]

令和4年（2022）度栃木県緊急輸送道路と重要物流道路及び代替・補完路位置関係図

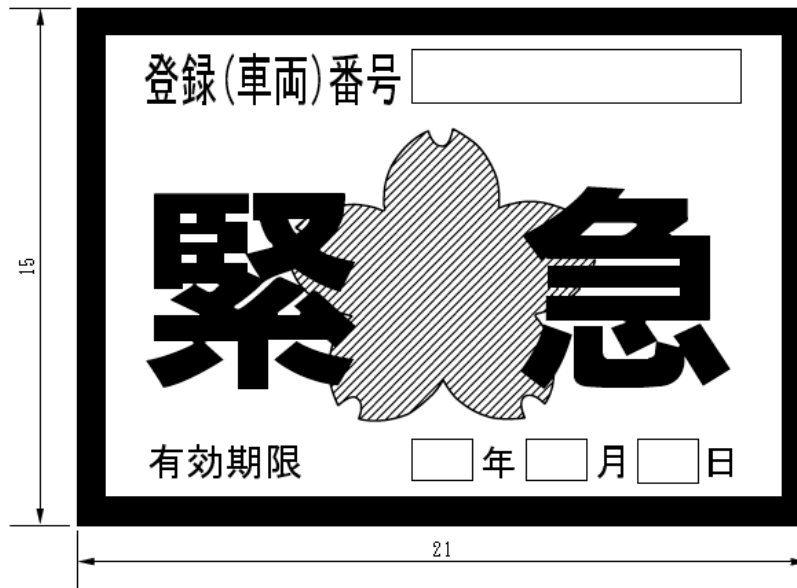


益子町内の緊急輸送道路



5-8. 緊急通行車両の標章

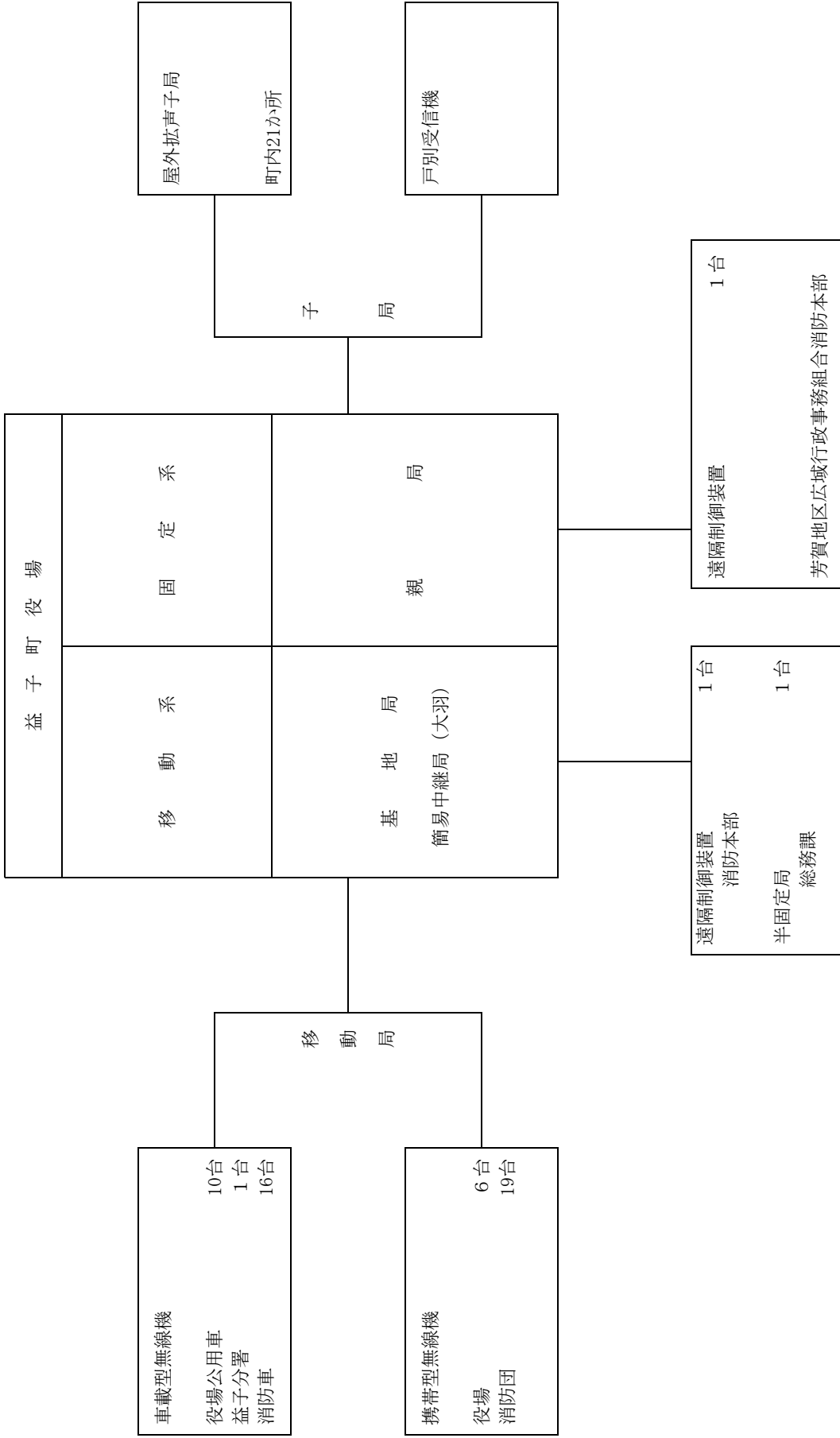
緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○防災行政無線局回線構成

5-9. 防災行政無線局回線構成



5-10. 防災行政無線局固定系屋外拡声子局の名称及び位置

番号	名称	位置	備考
1	益子町役場	益子町大字益子2030番地	
2	小宅小学校	益子町大字小宅681番地	再送信子局
3	七井中学校	益子町大字七井371番地	
4	あぐり館	益子町大字大沢3535番地	
5	七井小学校	益子町大字大沢202番地	
6	第2分団第1部-第2部	益子町大字大沢1440番地1	
7	益子芳星高校	益子町大字塙2382番地1	再送信子局
8	新福寺	益子町大字大沢1881-4	再送信子局
9	第2分団第4部	益子町大字大沢750-2	
10	第1分団第4部	益子町大字塙1144番地	
11	町民会館	益子町大字益子3667番地3	
12	益子中学校	益子町大字益子3618番地	
13	フォレスト益子	益子町大字益子4231番地	
14	益子西小学校	益子町大字塙1344番地	
15	保健センター	益子町大字益子1591番地3	
16	益子小学校	益子町大字益子4665番地	
17	(旧)大羽小学校	益子町大字上大羽709番地	
18	第1分団第5部	益子町大字生田目963-1	再送信子局
19	改善センター	益子町大字前沢490番地1	
20	田野中学校	益子町大字長堤402	
21	山本小学校	益子町大字山本702	再送信子局
22	第3分団第2部	益子町大字小泉830-1	再送信子局

6. 連絡先

6-1. 防災関係機関の連絡先一覧

1 町

機 関 名	所 在 地	電話番号	防災行政NW番号
益子町役場	益子町大字益子2030	0285-72-2111	

2 消防機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	防災行政NW番号
芳賀地区広域行政事務組合消防本部	真岡市荒町107-1	0285-82-3161	98-659-02
真岡消防署益子分署	益子町大字益子2000-1	0285-72-3651	

3 県の機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	防災行政NW番号
栃木県庁消防防災課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2136	98-500-2136
真岡県税事務所 (栃木県現地災害対策本部)	真岡市荒町5197	0285-82-2135	98-503-2111
真岡土木事務所	真岡市荒町1171-4	0285-83-8301	98-532-02
県東健康福祉センター	真岡市荒町2-15-10	0285-82-3321	
芳賀農業振興事務所	真岡市荒町5197	0285-82-4438	98-503-2621

4 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号	防災行政NW番号
栃木県警察本部	栃木県宇都宮市塙田1-1-20	028-621-0110	98-500-3796
真岡警察署	真岡市荒町115	0285-84-0110	
益子交番	益子町大字益子2000-1	0285-72-2343	
田野駐在所	益子町大字長堤520-1	0285-72-1404	
小宅駐在所	益子町大字芦沼253-4	0285-72-1495	
七井駐在所	益子町大字大沢46-7	0285-72-2355	

5 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	防災行政NW番号
関東農政局宇都宮地域センター	宇都宮市中央2-1-16	028-633-3311	
関東森林管理局日光森林管理署	栃木県日光市土沢1473-1	0288-22-1069	
宇都宮地方気象台	宇都宮市明保野町1-4	028-635-7260	98-701-02
栃木労働局真岡労働基準監督署	真岡市荒町5195	0285-82-4443	
関東地方整備局下館河川事務所	茨城県筑西市二木成1753	0296-25-2161	

6 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号	防災行政NW番号
陸上自衛隊第12旅団司令部	群馬県北群馬郡榛東村 大字新井1017-2	0279-54-2011	
陸上自衛隊第12特科隊	栃木県宇都宮市茂原1-5- 45	028-653-1551	98-702-02

7 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	防災行政NW番号
益子郵便局	益子町大字益子2070	0285-72-2951	
七井郵便局	益子町大字大沢15-2	0285-72-2611	
田野郵便局	益子町大字長堤407-5	0285-72-2953	
東日本電信電話(株)栃木支店	宇都宮市平出工業団地48 -2	028-662-4256	98-710-02
日本赤十字社栃木県支部	宇都宮市若草1-10-6とち ぎ 福祉プラザ内	028-622-4326	98-703-02
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央3-1-2	028-634-9155	98-704-02
東京電力パワーグリッド(株)栃 木総支社	宇都宮市馬場通り1-1-11	0120-995-112	98-708-02
(株)NTTドコモ栃木支店	宇都宮市大通り2-4-3	028-651-6084	
KDDI(株)小山テクニカルセ ンター	小山市大字神鳥谷3-11-3	0285-28-5156	
ソフトバンク(株)	港区東新橋1-9-1	03-6889-2000	
東京ガス(株)宇都宮支社	宇都宮市東宿郷4-2-16	028-634-1911	98-709-02

8 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	防災行政NW番号
一般社団法人栃木県LPガス協会	宇都宮市東今泉2-1-21	028-689-5200	
株式会社栃木放送	宇都宮市本町12-11	028-622-1111	99-705
株式会社エフエム栃木	宇都宮市中央1-2-1	028-638-7640	99-706
株式会社とちぎテレビ	宇都宮市昭和2-2-2	028-623-0031	99-707

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号	防災行政NW番号
真岡鐵道株式会社	真岡市台町2474-1	0285-84-2911	
はが野農業協同組合	真岡市八条95	0285-83-7701	
芳賀地区森林組合	茂木町坂井1449-1	0285-63-0242	
益子町商工会	益子町大字益子2044-1	0285-72-2398	
益子町社会福祉協議会	益子町大字益子1532-5	0285-70-1117	
芳賀郡市医師会	真岡市田町1246-1芳賀郡 市医師会館内	0285-82-9910	
エコステーション	真岡市堀内1839	0285-81-1244	
芳賀中部上水道企業団	芳賀町大字祖母井1703	028-677-1953	
芳賀地方農業共済組合	真岡市八条678	0285-84-1151	
東野交通株式会社	宇都宮市平出工業団地19 -8	028-662-1080	

6-2. 町内医療機関一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号
さつきホームクリニック	長堤574-1	0285-81-5137
菊池病院	埴316	0285-72-3235
鈴木病院	益子1747-2	0285-72-2032
普門院診療所	益子4469	0285-72-7122
益子内科胃腸科診療所	益子3425-1	0285-72-3985
益子西クリニック	埴1163	0285-72-7722
松谷クリニック	益子1664	0285-72-3590
青木医院	芦沼896-1	0285-72-7055
高安医院	七井2493-2	0285-72-7231
ましこ令和クリニック	北中935-1	0285-81-5210

7. 様式

7-1. 自衛隊災害派遣要請のための様式

第 号
年 月 日

栃木県知事 様

益子町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき災害派遣を下記のとおり要請方お願いします。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する人員，船舶，航空機等の概数
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
- 5 その他参考となるべき事項

7-2. 緊急通行車両等確認申出書

別記様式第1

		年 月 日
緊急通行車両等確認申出書		
栃木県知事 様		住所 申出者 印
		氏名
		電話 () 局 番
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話 () 局 番
	氏名	
通行目的		
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

7-3. 緊急通行車両等確認証明書

別記様式第2

年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書	
栃木県知事 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所 電話（ ） 局 番
	氏名
通行目的	
通行日時	
通行経路	出発地
	目的地
備考	

7-4. 栃木県火災・災害等即報要領における報告様式

第1号様式（火災）

送付先: 栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	益子町
	第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		
		報告者名	(TEL)

(月日時分現在)

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所		栃木県防災 情報マップ	6- , - (英字)(数字)
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時)鎮 火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた 理 由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼損程度	全焼 棟 } 半焼 棟 } 計 棟 部分焼 棟 ぼや 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部(署) 消 防 団 その他(消防防災ヘリコプター等)	台 人 台 人 台・機 人	
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨【未確認】等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先: 栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	益子町
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
事故名	1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故	報告者名	(TEL)

(月日時分現在)

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他()	物質名		
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等 人(人)	
			重症人 (人) 中等症人 (人) 軽症人 (人)	
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部(署)		人	台
	消防団		台	人
	消防防災ヘリコプター			機 人
	海上保安庁			人
警戒区域の設定 使用停止命令		月 日 時 分 月 日 時 分	自衛隊 その他	人 人
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨【未確認】等を記入して報告すれば足りること。）

送付先: 栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年月日時分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	益子町
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
		報告者名	(TEL)

(月日時分現在)

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢)	負傷者等		
	計 人 不明 人	{ 重症人 中等症 軽症人		
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨【未確認】等を記入して報告すれば足りること。)

送付先: 栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	益子町
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】		報告者名	(TEL)
(NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		重傷		棟	床下浸水		棟
		不明		人		軽傷		棟	未分類		棟
						一部損壊		棟		棟	
119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況										
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他市町が講じた応急対策										

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の区別をはっきりさせること。) 5 道路、崖崩れの状況について確認する。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨【未確認】等を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）【被害状況即報】

終日		⇒NW-FAX発信特番-500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		送付先:栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】																													
市町名 (消防本部名)				区分		被害		区分		被害		災害対策本部等の設置状況		県																			
報告者名		(TEL)		田		流出・埋没 ha		公立文教施設 千円																									
災害名 ・ 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		畑		流出・埋没 ha		公共土木施設 千円																									
						冠水 ha		その他の公共施設 千円																									
区分		被害		学校		箇所		小計		千円		市町																					
				病院		箇所		公共施設被害市町数		団体																							
区分		被害		道路		箇所		農業被害		千円		村名		計		団体																	
				橋りょう		箇所		林業被害		千円																							
人的被害		死者		人		その他		河川		箇所		その他		畜産被害		千円		水産被害		千円													
		うち災害関連死者		人																		砂防		箇所		商工被害		千円					
		行方不明者		人																		清掃施設		箇所		被害総額		千円		119番通報件数		件	
		負傷者		重傷																		人		鉄道不通		箇所							
		軽傷		人		被害船舶		隻																									
				世帯		水道		戸																									
				人		電話		回線																									
半壊		棟		世帯		電気		戸																									
		人		人		ガス		戸																									
一部破損		棟		世帯		ブロック塀等		箇所																									
		人		人																													
床上浸水		棟		世帯																													
		人		人																													
床下浸水		棟		世帯		り災世帯数※2		世帯																									
		人		人		り災者数※2		人																									
		棟		人		火災※3		建物		件																							
公共建物		棟		件		危険物		件																									
その他		棟		件		その他		件																									
※1 非住家												消防機関等の活動状況																					
												自衛隊の災害派遣		その他																			

- ◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)」によるが、特に次のことに注意すること。
- ※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
 - ※2 災害世帯及び被災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
 - ※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上
- ◎被害額は省略することができる 10 件ものとする。
- ◎119 番通報の件数は、単位で、例えば約 10 件 30 件、50 件（50 件を超える場合は多数）と記入すること。

8. 関連条例

8-1. 益子町防災会議条例

昭和 41 年 12 月 26 日

条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき益子町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 益子町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 栃木県知事部局の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 真岡警察署益子交番所長の職にある者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 真岡消防署益子分署長の職にある者
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (10) その他町長が必要と認めた者
- 6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

8-2. 益子町防災会議の組織

会 長

職 名	所 在 地	電話番号	備考
益子町長	益子町大字益子 2030	0285-72-2111	

委 員

No.	職 名	所 在 地	電話番号	備 考
1	国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所長	茨城県筑西市二木成 1753	0296-25-2161	第 1 号委員
2	栃木県真岡土木事務所長	真岡市荒町 1171-4	0285-83-8301	第 2 号委員
3	芳賀農業振興事務所長	真岡市荒町 5197	0285-82-4438	〃
4	栃木県東健康福祉センター所長	真岡市荒町 2-15-10	0285-82-3321	〃
5	真岡警察署益子交番所長	益子町大字益子 2000-1	0285-72-2343	第 3 号委員
6	益子町副町長	益子町大字益子 2030	0285-72-2111	第 4 号委員
7	益子町総務部長	〃	0285-72-8501	〃
8	益子町民生部長	〃	0285-72-8502	〃
9	益子町産業建設部長	〃	0285-72-8504	〃
10	益子町総務課長	〃	0285-72-8823	〃
11	益子町教育長	〃	0285-72-8861	第 5 号委員
12	真岡消防署益子分署長	益子町大字益子 2698-1	0285-72-3651	第 6 号委員
13	益子町消防団長			第 7 号委員
14	東京電力パワーグリッド(株) 栃木総支社長	宇都宮市戸祭 1 丁目 11 番 18 号	028-305-8672	第 8 号委員
15	東日本電信電話(株)栃木支店長	宇都宮市平出工業団地 48-2	028-662-4256	〃
16	芳賀赤十字病院長	真岡市台町 2641	0285-82-2195	〃
17	益子町医師代表			〃
18	郵便局代表	益子町大字益子 2070	0285-72-2951	〃
19	益子町社会福祉協議会長			〃
20	自主防災組織代表 (自治会長連絡協議会代表)	益子町大字益子 1532-5	0285-70-1117	第 9 号委員
21	益子町民生委員協議会	益子町大字益子 2030	0285-72-8865	第 10 号委員
22	益子町議会議長	〃	0285-72-8859	〃
23	益子町女性団体連絡協議会			〃
24	陸上自衛隊東部方面特科連隊 第 2 大隊第 6 中隊長	宇都宮市茂原 1-5-45 (陸上自衛隊宇都宮駐屯地)	028-653-1551	〃

8-3. 益子町災害対策本部条例

昭和 41 年 12 月 26 日

条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、益子町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

8-4. 益子町水防協議会条例

昭和 62 年 12 月 21 日

条例第 22 号

(設置)

第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、益子町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから水防管理者が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 水防関係団体の代表者
- (3) 学識経験者

(委員の任期等)

第 3 条 委員のうち関係行政機関の職員及び水防関係団体の代表者である委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の委員に事故あるときは、その委員の指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(会長)

第 4 条 会長は、町長をもって充てる。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 4 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

9. 協定

9-1. 協定一覧

No.	項目	詳細
1	協定名	災害時における市町村相互応援に関する協定
	協定先	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、今市市、真岡市、矢板市、上三川町、壬生町、国分寺町、大平町、岩舟町、栗山村、上河内町、西方町、足利市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、黒磯市、芳賀町、石橋町、野木町、藤岡町、都賀町、南河内町長、河内町、粟野町
	協定締結年月日	H8. 7. 30
	協定の内容	物資や資機材の提供、職員派遣などの支援
	備考	
2	協定名	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定
	協定先	益子町建設業親睦会
	協定締結年月日	H24. 4. 1
	協定の内容	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、管理
	備考	
3	協定名	災害時における電気設備の復旧等に関する協定
	協定先	栃木県電気工事業工業組合
	協定締結年月日	H24. 9. 27
	協定の内容	町有施設の電気施設の応急復旧及び物資供給
	備考	
4	協定名	大規模災害時における応急対策業務に関する協定
	協定先	益子町建設業親睦会
	協定締結年月日	H24. 12. 17
	協定の内容	公共施設の崩壊、倒壊及び損傷等に伴う緊急人命救助・道路交通確保のための障害物の除去
	備考	
5	協定名	災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定
	協定先	石油組合益子地区
	協定締結年月日	H25. 2. 19
	協定の内容	避難所及び災害応急対策等に必要車両へのガソリン等燃料の供給
	備考	

No.	項目	詳細
6	協定名	ささつな自治体協議会防災研究・災害支援協定
	協定先	高根沢町、西目屋村、天栄村、美里町、志賀町、七宗町、津和野町
	協定締結年月日	H25. 5. 9
	協定の内容	物資や資機材の提供、職員派遣などの支援
	備考	
7	協定名	災害時における救援物資の提供協力に関する協定
	協定先	株式会社 伊藤園
	協定締結年月日	H25. 7. 23
	協定の内容	被災者及び避難者を救援するための飲料水等の提供
	備考	
8	協定名	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定
	協定先	とちぎテレビ、栃木放送
	協定締結年月日	H26. 9. 11
	協定の内容	災害時の情報提供と情報発信
	備考	
9	協定名	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書
	協定先	N T T 東日本栃木支店
	協定締結年月日	H27. 11. 13
	協定の内容	災害時の公衆電話の設置
	備考	
10	協定名	益子町と真岡郵便局及び益子町内郵便局との地域における協力に関する協定書
	協定先	真岡郵便局、益子郵便局
	協定締結年月日	H29. 2. 27
	協定の内容	避難先リストの情報提供、広報活動等
	備考	
11	協定名	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定
	協定先	栃木県トラック協会芳賀支部
	協定締結年月日	H29. 3. 29
	協定の内容	避難所への支援物資等の緊急輸送業務の協力
	備考	

No.	項目	詳細
12	協定名	芳賀郡市広域防災の相互協力に関する協定
	協定先	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、真岡警察署、茂木警察署、芳賀広域消防本部、栃木県建設業協会芳賀支部
	協定締結年月日	H30. 1. 16
	協定の内容	災害時人命救助にかかる重機・人材の提供
	備考	
13	協定名	原子力災害時における城里町の広域避難に関する協定
	協定先	茨城県城里町
	協定締結年月日	H30. 3. 28
	協定の内容	避難者の受入
	備考	
14	協定名	芳賀地区広域圏内の消防団相互応援協定
	協定先	真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
	協定締結年月日	H30. 5. 8
	協定の内容	災害時の消防団による応援
	備考	
15	協定名	災害時における地図製品等の供給に関する協定
	協定先	(株)ゼンリン
	協定締結年月日	H30. 5. 18
	協定の内容	災害時の住宅地図の提供
	備考	
16	協定名	災害に係る情報発信等に関する協定
	協定先	ヤフー株式会社
	協定締結年月日	H30. 6. 18
	協定の内容	災害時の情報提供と情報発信
	備考	
17	協定名	災害時における物資の供給に関する協定
	協定先	株式会社かましん
	協定締結年月日	H31. 2. 4
	協定の内容	被災者及び避難者を救援するための物資等の供給
	備考	

No.	項目	詳細
18	協定名	災害時における畳の提供に関する協定
	協定先	「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会
	協定締結年月日	H31.2.20
	協定の内容	避難所等で使用する畳の提供
	備考	
19	協定名	災害時における物資供給に関する協定
	協定先	NPO法人 コメリ災害対策センター
	協定締結年月日	H31.2.21
	協定の内容	被災者及び避難者を救援するための物資等の供給
	備考	
20	協定名	災害時における物資の供給に関する協定
	協定先	株式会社ベイシア
	協定締結年月日	H31.3.1
	協定の内容	被災者及び避難者を救援するための物資等の供給
	備考	
21	協定名	災害時における物資の供給に関する協定
	協定先	(株)山新
	協定締結年月日	H31.4.1
	協定の内容	被災者及び避難者を救援するための物資等の供給
	備考	
22	協定名	災害時における物資の保管等に関する協定
	協定先	はが野農業協同組合
	協定締結年月日	R2.4.17
	協定の内容	被災者及び避難者を救援するための物資の保管・集積場所の提供
	備考	
23	協定名	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定
	協定先	東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社
	協定締結年月日	R2.8.5
	協定の内容	停電復旧に係る直通電話の設置等
	備考	

No.	項目	詳細
24	協定名	災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書
	協定先	東京電力パワーグリッド株式会社
	協定締結年月日	R3. 12. 27
	協定の内容	停電復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等
	備考	
25	協定名	災害時における物資の調達及び供給の協力に関する覚書
	協定先	株式会社カスミ
	協定締結年月日	R4. 6. 20
	協定の内容	被災者及び避難者を救援するための物資等の供給
	備考	
26	協定名	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書
	協定先	益子町・栃木県葬祭事業組合
	協定締結年月日	R5. 1. 18
	協定の内容	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力
	備考	
27	協定名	災害時における無人航空機の運用による支援活動に関する協定書
	協定先	ドローン産業株式会社
	協定締結年月日	R5. 3. 20
	協定の内容	災害時の現場の状況把握や情報収集に無人航空機の運用支援
	備考	
28	協定名	災害時における無人航空機の運用に関する協定
	協定先	株式会社パシフィック
	協定締結年月日	R5. 07. 07
	協定の内容	災害時の現場の状況把握や情報収集に無人航空機の運用支援
	備考	

益子町地域防災計画

令和6年3月
益子町防災会議

発行：益子町
編集：益子町 総務課
〒321-4217
栃木県芳賀郡益子町益子2030
TEL：0285-72-2111